

資 料

令和5年度政府等の予算編成等に関する提案事項

令和4年7月

鹿児島県開発促進協議会

鹿児島県

鹿児島県開発促進協議会の概略

本県の開発を促進する上での重点事項について、政府及び関係機関に対し、その実施のための要請活動を行い、県勢の発展を図ることを目的としている。

協議会は、県議会、行政関係団体、経済産業団体その他関係団体の代表者又はこれに準ずる者の中から会長が委嘱する委員及び学識経験者の中から会長が必要と認めて委嘱する委員をもって構成する。

協議会の中に4つの専門部会がある。

1. 交通通信部会
2. 商工観光部会
3. 農林水産部会
4. 厚生教育部会

目 次

【重点提案項目】

| | | |
|----|-------------------------------|-----|
| 1 | 新型コロナウイルス感染症対策の推進 | 152 |
| 2 | 原油価格・物価高騰に対する支援 | 156 |
| 3 | 「かごしま国体・かごしま大会」の2023年開催に向けた支援 | 158 |
| 4 | 国際的な経済連携協定への対応 | 158 |
| 5 | 農林水産物の輸出拡大に向けた地方の取組への支援 | 158 |
| 6 | サツマイモ基腐病対策の充実・強化 | 159 |
| 7 | 畜産振興対策の充実・強化 | 160 |
| 8 | 家畜伝染病予防対策の充実・強化 | 162 |
| 9 | 再生可能エネルギー等の導入推進 | 164 |
| 10 | 原子力発電所の安全性の確保及び防災対策の充実等 | 165 |
| 11 | 防災・減災対策，国土強靱化の充実強化 | 166 |
| 12 | 災害対策の充実・強化 | 167 |
| 13 | 自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持 | 169 |
| 14 | 地方税財源の充実・確保 | 170 |
| 15 | 地方創生の推進 | 172 |
| 16 | 奄美群島振興開発の推進 | 173 |
| 17 | 離島振興対策の拡充 | 174 |
| 18 | 過疎対策及び辺地対策の推進 | 175 |
| 19 | 奄美の世界遺産としての価値の維持に必要な取組の推進 | 176 |
| 20 | 地方における社会資本整備の推進及び財源の確保 | 176 |
| 21 | 高規格道路等の整備推進 | 176 |
| 22 | 港湾事業等の推進 | 177 |
| 23 | 農業農村整備の推進 | 179 |
| 24 | 国際的な交通ネットワークの整備 | 179 |
| 25 | 地域公共交通の確保等に対する財政支援措置等の拡充 | 180 |
| 26 | 肥薩おれんじ鉄道に対する支援の拡充 | 181 |
| 27 | 情報通信基盤の整備・利活用に対する支援策の充実 | 182 |
| 28 | 子育て支援の推進 | 182 |
| 29 | 地域医療対策の充実・強化 | 183 |
| 30 | 地方警察官の増員 | 184 |

【提案項目】

| | | |
|---|---------------------------|-----|
| 1 | 地方分権改革の推進 | 185 |
| 2 | 地方消費者行政の充実支援 | 185 |
| 3 | 人権・同和対策に関する施策の充実・強化 | 185 |
| 4 | 生活環境施設の整備推進 | 186 |
| 5 | 都市環境等の整備推進 | 186 |
| 6 | 公営住宅整備事業等及び大規模建築物等の耐震化の促進 | 187 |
| 7 | 交通安全施設等の整備推進 | 187 |
| 8 | 旅券事務のデジタル化に係る負担軽減 | 188 |

| | | |
|----|--|-----|
| 9 | 結婚・子育て支援の充実 | 188 |
| 10 | 保健医療対策の充実・強化 | 188 |
| 11 | 地域保健福祉の推進 | 190 |
| 12 | 農村地域、山地の防災・減災対策 | 191 |
| 13 | 火山の観測・研究体制の充実 | 192 |
| 14 | 地震・津波観測体制の整備等 | 192 |
| 15 | 第十管区海上保安本部の体制強化 | 192 |
| 16 | 漂流木処理制度の確立等 | 192 |
| 17 | 水俣病対策の推進 | 193 |
| 18 | 廃棄物・リサイクル対策等の推進 | 193 |
| 19 | 自然保護対策の推進 | 194 |
| 20 | 地球温暖化対策等の推進 | 195 |
| 21 | 自然公園施設の整備促進 | 196 |
| 22 | ソル保護対策の充実 | 196 |
| 23 | ジオパークに関する取組への支援 | 196 |
| 24 | 国立公園満喫プロジェクトの推進 | 196 |
| 25 | 森林整備・林業振興対策の推進 | 197 |
| 26 | 森林整備法人への支援 | 198 |
| 27 | 森林・山村対策等に係る地方財政措置等の充実 | 198 |
| 28 | 水産業振興対策の推進 | 198 |
| 29 | 養鰻業の振興 | 200 |
| 30 | 観光振興対策の推進 | 201 |
| 31 | 「攻めの農林水産業」への適切な対応 | 201 |
| 32 | 地域農政の推進 | 204 |
| 33 | 畑作農業振興対策の充実・強化 | 206 |
| 34 | 女性の活躍推進 | 208 |
| 35 | 地域経済対策の拡充・強化 | 209 |
| 36 | 租税特別措置法第87条に規定する酒税の特例 | 209 |
| 37 | 雇用対策の充実・強化 | 210 |
| 38 | 道路の整備推進 | 211 |
| 39 | 国内幹線航路の安定的確保 | 211 |
| 40 | 島原・天草・長島架橋構想の推進 | 212 |
| 41 | 情報通信基盤の整備・利活用に対する支援策の充実 | 212 |
| 42 | 奄美群島振興開発の推進 | 212 |
| 43 | 離島振興対策の拡充 | 213 |
| 44 | 半島振興対策の拡充 | 213 |
| 45 | 「明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界文化遺産としての取組に係る支援 | 214 |
| 46 | 私学の振興 | 214 |
| 47 | 宇宙開発の推進 | 215 |
| 48 | 県立高等学校への特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充 | 215 |
| 49 | 離島・へき地教育の充実 | 215 |
| 50 | 公立学校施設の整備促進及び耐震化の推進 | 216 |
| 51 | 公立学校におけるICTの積極的な活用に係る財政措置の拡充 | 216 |

【重点提案項目】

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|--|--|-------|
| <p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <p>(1) 感染症拡大防止対策の充実・強化</p> <p>ア 地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の確保及び弾力的な運用等</p> | <p>国においては、新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急に必要な医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施ができるよう、都道府県の取組を包括的に支援するための交付金を設けているところです。</p> <p>当県においては、離島や過疎地域等の地理的条件不利地域などの医療資源及び財政基盤の脆弱な地域を有しており、そのような地域においても、感染拡大防止や医療提供体制の整備等に取り組む必要があります。</p> <p>また、今後、再び大きく感染拡大する局面を見据えて、相談・外来診療体制の維持・整備に取り組む必要があります。</p> <p>ついては、地方の厳しい財政状況や医療提供体制への対応の必要性等を踏まえ、地方が必要とする財源を確実に措置し、地域の実情に応じた十分な配慮がなされるよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の確保及び弾力的な運用について提案します。</p> <p>① 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地方の必要とする総額を確保すること。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症軽症患者に係る診療報酬の拡充を図るとともに、医療従事者に対する危険手当の支給支援経費を「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の対象とすること。</p> <p>③ 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地方の意見を十分に踏まえ、事務手続の簡素化・合理化を進めるとともに、対象要件の緩和や事業間の流用等、地域の実情に応じて弾力的な運用ができるようにすること。</p> <p>併せて、地域医療提供体制の確保のために、医療機関の経営存続に対する支援策を講じること。</p> <p>④ 「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」をはじめとする高齢者施設等への感染症対策支援については、県の財政負担増とならないよう、国が責任をもって財源を措置すること。</p> <p>⑤ 発熱患者等の外来診療や相談を行う診療・検査医療機関や電話相談医療機関の体制維持・整備に対する支援策を講じること。</p> | 厚生労働省 |
| <p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <p>(1) 感染症拡大防止対策の充実・強化</p> <p>イ ワクチンの円滑な接種体制の確保</p> | <p>新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、多くの国民へのワクチン接種により、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負担の軽減、更には社会経済の安定につながることを期待されることから、国の接種方針を踏まえ、都道府県の協力により市町村において、現在、3回目接種及び小児接種が進められており、また、4回目接種も開始されたところです。</p> <p>ワクチンについては、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の中核になることから、円滑に接種が進められるよう提案します。</p> <p>① 3回目接種を円滑に進めるため、3回目接種の必要性や交互接種の有効性、安全性についての情報発信を引き続き積極的に行うこと。</p> <p>② 小児接種については、接種を推奨する対象を明確にするとともに、保護者等がワクチン接種の必要性や効果、副反応等についての最新の知見が得られるよう、引き続き積極的な情報発信を行うこと。</p> <p>また、保護者や子どもへの説明、接種後の対応など、接種を実施する医療機関においては負担が大きいことから、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の適切な加算を行うこと。</p> | 厚生労働省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---|---|--------------------------------|
| | <p>③ 4回目接種については、60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の方のうち、基礎疾患を有する方等を接種対象者として実施されているところであるが、4回目接種の必要性や効果等について情報発信を積極的に行うとともに、接種対象者の拡大など、接種方針に変更がある場合は、自治体の準備期間も十分に考慮し、きめ細かに情報を提供いただきたい。</p> <p>④ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について、接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないよう地方自治体の意見も踏まえ、引き続き、国の責任において、必要な財政措置を講じること。</p> | |
| <p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進 (1) 感染症拡大防止対策の充実・強化 ウ 離島における感染者の搬送</p> | <p>当県は多くの離島を有しており、感染症指定医療機関のない離島において感染者が発生した場合には、島内では十分な医療の提供が難しいため、離島からの感染者の搬送体制の確保について提案します。</p> <p>離島における感染者の搬送については、自衛隊や海上保安庁の協力を引き続きお願いするとともに、搬送に当たって必要となる防護資機材等の確保については、国においても必要な対応策を講じること。</p> | <p>防衛省 国土交通省 厚生労働省</p> |
| <p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進 (1) 感染症拡大防止対策の充実・強化 エ 消防機関に対する感染防止資器材の供給</p> | <p>新型コロナウイルス感染症患者（疑似症患者を含む）の医療機関までの移送については、保健所が行う業務とされていますが、地域における搬送体制の確保の観点から、消防機関においては、保健所との密な情報共有のもと、協定等に基づき移送に協力することとされております。</p> <p>現在、国においては、救急搬送に携わる救急隊員の感染症への感染を防ぐため、各消防本部の実態を踏まえて、必要な感染防止資器材の提供に取り組まれています。患者等の移送・搬送に万全を期すため、次のとおり提案します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症との闘いが長期化する大変厳しい状況の中、各消防機関において円滑な救急活動の実施が図られるよう、国において十分な量の資器材を確保した上で、各消防機関へ速やかに提供すること。</p> | <p>消防庁</p> |
| <p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進 (1) 感染症拡大防止対策の充実・強化 オ 学校における感染症対策に対する支援</p> | <p>学校における新型コロナウイルス等感染症対策を徹底するために、引き続き、必要な経費に対する財政措置の充実について提案します。</p> <p>学校における新型コロナウイルス等感染症対策のため、引き続き、消毒液等の保健衛生用品等の購入経費や子供たちの学習保障の取組への支援等の経費、県立特別支援学校通学バスの運行に伴う経費など必要な経費に対する財政措置の充実を図ること。</p> | <p>文部科学省</p> |
| <p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進 (2) 大胆かつ速やかな経済対策の実施及び事業者への支</p> | <p>新型コロナウイルス感染症拡大により、飲食店や旅館・ホテルなどの観光関連産業、交通産業、イベント関連産業、農林水産業など、本県の経済は大きな影響を受けております。</p> <p>このような中、県では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、感染防止対策の推進や検査体制及び医療提供体制の確保・拡充、県内経済の回復に向けた支援などに全力で取り組んでいます。</p> | <p>内閣府 総務省</p> |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---|---|--|
| <p>援 ア 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置</p> | <p>新型コロナウイルス感染症拡大により、飲食店や旅館・ホテルなどの観光関連産業、交通産業、イベント関連産業、農林水産業など、本県の経済は大きな影響を受けております。</p> <p>このような中、県では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、感染防止対策の推進や検査体制及び医療提供体制の確保・拡充、県内経済の回復に向けた支援などに全力で取り組んでいるところです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大は、あらゆる方面に影響を及ぼす先例のない危機的状況であり、県民の安心・安全と、経済社会活動の両立を図るため、引き続きこれらの取組を積極的に進める必要があります。</p> <p>つきましては、今後の取組の強力な支援となるよう、次の事項について提案します。</p> <p>(1) 国においては、地方が感染拡大防止対策や経済・雇用情勢等に対して、迅速かつ的確に対応できるよう、これまで補正予算や予備費の使用により新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを措置しているところであるが、引き続き、地方が感染拡大防止と地域経済の回復に向けた取組に適切に対応できるよう継続的な財政措置を講じること。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、都道府県が地域の実情に応じた対策を継続的かつ機動的に実施できるよう、繰越要件や基金積立要件の弾力化など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。</p> <p>(2) 協力要請推進枠については、各都道府県が躊躇することなくスピード感をもって感染の抑え込みに取り組めるよう十分な財源措置を講じるとともに、時短要請に伴う協力金については、国の交付金の支給要件等が実質的に知事の裁量を制限することとならないよう、弾力的な対応が可能な制度に見直すこと。</p> <p>また、各都道府県が特措法第24条第9項の規定に基づき各地域で独自に取り組む営業時間短縮要請において、第三者認証を受けた飲食店は協力要請推進枠による協力金の対象外となっているため、認証店に対する支援措置などに十分配慮すること。</p> <p>(3) 感染拡大傾向時の一般検査事業などのPCR等検査の無料化や高齢者施設等を対象としたPCR集中検査等に要する費用については、国が必要な財源を措置すること。</p> | |
| <p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進 (2) 大胆かつ速やかな経済対策の実施及び事業者への支援 イ 経済活動の回復に向けた支援及び雇用対策の充実・強化</p> | <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、飲食店や旅館・ホテルなどの観光関連産業、交通産業、イベント関連産業、農林水産業など当県の経済や雇用は、依然として厳しい状況にあります。</p> <p>については、新型コロナウイルス感染症に係る経済活動回復支援及び雇用対策の充実・強化について提案します。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者の経済活動の回復に向けた取組への支援及び各自治体で取り組む支援策に対する十分な財源措置を講じること。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響による、雇用への不安に対応するため、雇用調整助成金の特例措置、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金及び小学校休業等対応助成金・支援金について、必要に応じて更なる延長等、雇用維持が図られるよう措置すること。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響で解雇等された者の再就職を支援する措置を講じること。</p> <p>③ 社会資本の整備は、地域経済の活性化や雇用創出に大きく寄与していることから、速やかな景気回復・持続的な経済成長を図るため、防災・減災、国土強靱化や経済活動を支える社会資本整備を推進するなど、公共投資による積極的な経済対策を講じること。</p> | <p>内閣府 厚生労働省 経済産業省 農林水産省 国土交通省</p> |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---|--|---------------------|
| <p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進 (2) 大胆かつ速やかな経済対策の実施及び事業者への支援 ウ 国による観光需要喚起策の継続</p> | <p>長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、当県観光関連産業は、これまでに経験したことがない非常に厳しい状況が続いています。 ついては、新型コロナウイルス感染症に係る観光関連事業者への救済措置及び観光需要喚起策の継続的な実施について提案します。</p> <p>(1) 観光需要喚起策の継続的な実施について 観光関連産業は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、多額の負債を抱えており、今後、これらの返済が本格化すると感染が収束しても厳しい状況が続くことから、継続的な需要喚起策を実施すること。 なお、観光需要喚起策においては、次の点を考慮して制度の設計や運用を行うこと。</p> <p>① 移動コストが多く掛かる離島については、割引上限額や割引率の引き上げなどの特例措置を設けること。 ② また、感染拡大時に事業を停止する際には、キャンセルを促すなどの作業が必要となるが、直前の事業停止は、旅行者への負担や混乱を招くことから、一定の経過措置期間を設定し、当該期間中の旅行の割引も可能とすること。 ③ あわせて、事業停止に伴うキャンセル料の補填については、全額直接経費とすること。 ④ 事業期間の延長など運用の見直しを行う場合は、事業者や利用者にも混乱を招くことのないよう、早期に具体的内容を示し、丁寧に説明すること。</p> <p>(2) 都道府県独自の取組に対する財政支援について 都道府県の独自の需要喚起策や感染防止対策等の取組に対して財政的な支援を行うこと。</p> <p>(3) 事業者支援について 観光施設や貸切バス、タクシー等の事業者は、団体旅行や県外観光客等が回復しない状況下では、需要喚起策の効果が及びにくいことから、事業の継続のための財政支援など必要な支援を講じること。</p> | 観光庁 |
| <p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進 (2) 大胆かつ速やかな経済対策の実施及び事業者への支援 エ 農林水産業への影響に対する支援</p> | <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動全体が停滞したことから、当県の農林水産物については、国内ではインバウンド需要の減少や、外食需要の低下、各種イベントの自粛による需要低下等に伴う価格の低下などの影響が見られました。</p> <p>国の支援策等を活用した需要喚起対策などに取り組み、現在は、農林水産物の価格が平年並みに回復するなど回復傾向が見られる。他方で、当県産農林水産物の輸出は、牛肉やさつまいもの輸出量が前年同期を上回るなど、全体的には回復傾向にあるものの、感染症の収束が見えないため先行きが不透明な状況であることや、コロナ禍を機に生じた海外における家庭内需要を好機と捉えた輸出拡大のチャンスにあることから、当県の基幹産業の一つである農林水産業に対する支援について、次のとおり提案します。</p> <p>(ア) 今後、新型コロナウイルス感染症による深刻な影響が発生した場合には、農林漁業者等が経営を継続できるよう、対策を講じること。 (イ) 農林水産物の消費拡大のため、国内外でのPR・販売促進活動等の展開、地域材を活用した公共建築物等の整備や住宅建設への新たな支援などの対策を講じること。</p> <p>また、輸出の拡大に向けて、輸出に対応した食肉処理施設やてん茶工場、水産物加工場等の施設・機器整備などの対策を継続して講じること。</p> | 農林水産省 林野庁 水産庁 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|--|---|--------------|
| <p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進 (3) 風評被害・差別意識の排除の推進</p> | <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人権侵害やその疑いのある事案が発生していることから、国において、風評被害や差別意識の排除の推進など人権を守る対策の充実・強化について提案します。</p> <p>感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、更には他の都道府県からの来訪者、ワクチン接種を受けていない者や外国人に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。</p> <p>また、差別等の防止に関する啓発やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNS人権相談窓口の設置などを行うこと。</p> | 法務省 厚生労働省 |
| <p>1 新型コロナウイルス感染症対策の推進 (4) 延期された「かごしま国体・かごしま大会」開催に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による財政支援</p> | <p>新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、3年延期して2023年（令和5年）に開催することとなった「かごしま国体・かごしま大会」が、鹿児島県民はもとより、全国の皆様にとっても素晴らしい、思い出に残る希望に満ちた大会となるよう、次の事項について提案します。</p> <p>(1) 「かごしま国体・かごしま大会」の延期に伴う追加経費に対する財政支援</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大等の影響により延期となった「かごしま国体・かごしま大会」については、「新しい生活様式」に対応した実施体制や競技施設の維持、宿泊・輸送計画の見直しなどに伴う追加経費の発生が見込まれる。</p> <p>これらの追加経費に対応するためには、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充等を含む継続的な財政支援が不可欠であることから、同臨時交付金が開催年まで充当できるよう基金の積立要件の弾力化や繰越を含む期間延長など、制度の拡充を図ること。</p> <p>また、開催年（令和5年）は感染症対策に多額の費用が発生することから、本年度に引き続き、同臨時交付金の充当の対象とすること。</p> | 内閣府 |
| <p>2 原油価格・物価高騰に対する支援 (1) 農業における生産資材価格高騰に対する支援</p> | <p>コロナ禍の影響が長期化する中、世界的な物流の混乱等に伴う近年の燃油・肥料・飼料などの生産資材の高騰により、農業生産の現場では、多くの生産者が厳しい状況に直面しております。</p> <p>加えて、ロシアによるウクライナ侵攻等により、さらに影響が深刻化・長期化することが懸念されております。</p> <p>このままでは、農家経営が存続の危機に陥るとともに、わが国の農業及び食料の安定供給に支障をきたす恐れがあり、将来を見据えた食料安全保障の観点から生産資材価格の高騰に対する支援が急務となっております。</p> <p>ついでには、持続可能な農業の維持・発展のため、生産資材価格の高騰対策について、次のとおり提案します。</p> <p>ア 燃油価格の高騰による施設園芸農家や茶農家の経営への影響を緩和するため、「施設園芸等燃油価格高騰対策」について、引き続き農家の経営安定が図られるよう必要な予算を確保するとともに、より実効性を高めるため、急騰特例の発動基準の引き下げや加入要件の緩和を図ること。</p> <p>また、対象品目にきのこ類を追加すること。</p> <p>イ 肥料原料のほとんどは海外に依存していることから、肥料価格は世界の需給バランスの影響を受けやすい状況にある。</p> | 農林水産省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---|---|--|
| | <p>昨今、中国の肥料原料の輸出規制やロシアのウクライナ侵攻により、今後も輸入原料の価格上昇が見込まれ、農家の経営安定に影響を及ぼすことが予測されることから、セーフティネットの具体化を含め、肥料価格高騰の影響緩和対策を講じること。</p> <p>また、堆肥の利用拡大のため、広域流通へ向けた支援策を講ずること。</p> <p>ウ 配合飼料価格安定制度の安定的運用を図るための予算を確保すること。</p> <p>また、配合飼料価格が高止まりした場合でも、畜産経営の負担軽減がなされるよう制度を見直すこと。</p> <p>さらに、飼料価格高騰により畜産農家の経営が圧迫されているため、農家経営の影響緩和に向けた必要な対策を早急に措置すること。</p> | |
| <p>2 原油価格・物価高騰に対する支援 (2) 漁業経営安定対策の推進</p> | <p>当県の水産業を取巻く情勢は、漁業生産量の減少や燃油価格の高騰による漁業経営の不安定化、漁業就業者の減少・高齢化など厳しい状況が続いている。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、ロシアによるウクライナ侵攻等により、さらに漁業経営への影響が深刻化することが懸念されていることから、水産業の維持・発展のため、燃油や餌飼料などの価格の高騰対策について、次のとおり提案します。</p> <p>燃油や餌飼料などの必要経費の増大により漁業経営が圧迫されているため、漁業経営の維持が図られるよう「漁業経営セーフティーネット構築事業」の安定的な運用に必要な予算を確保するとともに、積立金申請期間の柔軟化（複数回の積み立て期間の設定）を行うこと。</p> | 水産庁 |
| <p>2 原油価格・物価高騰に対する支援 (3) 離島地域におけるガソリン等の価格是正</p> | <p>離島においては、これまで離島振興法等に基づく各般の施策が講じられ、交通基盤の整備や産業の振興、生活環境の整備などさまざまな面において相応の成果を挙げてきているところですが、依然として、本土との所得水準をはじめとする経済面における諸格差や人口の流出など、解決すべき課題が残されています。</p> <p>最近においては、産油国の生産停滞や新型コロナウイルス感染症からの経済活動再開に伴う需要増、さらにはウクライナに軍事侵攻を続けるロシアへの経済制裁の影響もあり、特に、ガソリンや軽油、重油の価格は、平成26年以来の高値水準となっており、離島の産業振興さらには本土と比べ所得水準の低い住民の生活に大きな影響を及ぼしています。</p> <p>については、現下の原油等価格高騰及び本土との価格差による影響に鑑み、離島地域において、地域社会の維持が図られるよう、次の事項について提案します。</p> <p>離島地域（奄美を含む）におけるガソリン等の価格は、全国的な高値水準に加え、県本土と比べ更に割高となっていることから、「離島のガソリン流通コスト対策事業」を継続・拡充するとともに、軽油など他の石油製品についても、ガソリンと同様に本土との価格差の解消に取り組むこと。</p> <p>また、石油製品価格の一層の引き下げのため、離島地域（奄美を含む）における、揮発油税等の恒久的な軽減措置の早期実現に取り組むこと。</p> | 内閣府 総務省 財務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 |
| <p>2 原油価格・物価高騰に対する支援 (4) 地域公共交通における原</p> | <p>原油等の価格高騰は、コロナ禍において運賃等収入が減少し、厳しい経営状態にある交通事業者において、更に経営を圧迫し、地域公共交通の維持・確保が困難な状況にある。</p> <p>については、持続可能な地域公共交通の維持・確保を図る観点から次のとおり提します。</p> | 国土交通省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---------------------------------|--|----------------------|
| 油等価格高騰に対する支援拡充 | <p>鉄道、路線バス・タクシー・自動車運転代行業、航路、航空路などの地域の交通事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに加え、燃料油価格高騰により一層厳しい経営環境にあることから引き続き事業継続がなされるよう地域の実情に応じた燃料油価格の負担軽減策を講じること。</p> | |
| 3 「かごしま国体・かごしま大会」の2023年開催に向けた支援 | <p>新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、2023年（令和5年）に開催することとなった「かごしま国体・かごしま大会」が、鹿児島県民はもとより、全国の皆様にとっても素晴らしい、思い出に残る希望に満ちた大会となるよう、次の事項について提案します。</p> <p>かごしま国体・大会の開・閉会式の開催や競技の実施等には、極めて多額の経費を要することから、両大会開催経費の負担軽減のため、開催県・会場地市町村に対するスポーツ振興費補助金や特別交付税等による財政的支援の充実・拡充を図ること。</p> <p>また、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」等に基づいた対応を行うことにより新たに経費増大が見込まれるものについて、開催県・会場地市町村の負担に繋がらないよう財政支援すること。</p> | 文部科学省 スポーツ庁 |
| 4 国際的な経済連携協定への対応 | <p>国際的な経済連携協定については、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、RCEPが発効され、国際的な経済連携を巡る情勢は急速に進展しているところです。</p> <p>これらの発効によって、当県の主要な産品である牛肉や豚肉等の関税が大幅に削減され、国産品の価格低下による生産額の減少が見込まれるなど、当県の基幹産業である農林水産業への影響が懸念されます。</p> <p>一方、協定発効により、輸出先国で関税の撤廃・削減など日本がアクセスできる市場が拡大されることから、県産農林水産物の更なる輸出拡大を目指し、競争力のある農林水産業の実現に向けた取組を進めていく必要があります。</p> <p>については、以下の対応について提案します。</p> <p>(1) 国際的な経済連携協定の交渉に当たっては、関係国との交渉状況、地方の経済活動や国民生活に与える影響などについて、国民に十分な情報提供明確な説明を行うこと。</p> <p>(2) TPP11、日EU・EPA及び日米貿易協定、RCEP発効後の経営安定に万全を期すため、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。</p> <p>(3) 国際的な経済連携協定の交渉に当たっては、農林水産物の重要品目の再生産が引き続き可能となり、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、必要な国境措置をしっかりと確保すること。</p> <p>(4) 農林水産物の輸出拡大に向けた動植物検疫条件等の協議を加速化し、輸出環境の整備を図ること。</p> | 内閣官房 農林水産省 外務省 |
| 5 農林水産物の輸出拡大に向けた地方の取組への支援 | <p>国においては、令和2年3月に決定した「食料・農業・農村基本計画」で、農林水産物・食品の輸出額を令和12年（2030年）までに5兆円に拡大するとの目標を掲げ、その実現に向けて、令和2年11月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を閣議決定し、専門的・継続的に輸出に取り組む輸出産地をリスト化し、輸出事業計画により産地毎の輸出目標や課題、対策を明確化し、輸出産地の形成に向けて必要な施設整備等を重点的に支援するとともに、大ロット・効率的な輸出等に対応可能な輸送物流の構築のための港湾等の利活用を推進することとしています。</p> | 農林水産省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---------------------------|---|----------------------------------|
| | <p>当県では、国際的な経済連携協定の進展、コロナ禍における輸出先国のニーズや経済活動の回復状況を踏まえながら、輸出に意欲的な生産者や産地の確保・育成など、輸出拡大に向けた取組を積極的に展開しています。</p> <p>ついては、当県農林漁業者の所得向上と雇用の確保など、輸出促進が地域の活性化に資する取組となるよう、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 農畜産物の輸出拡大に向けて、輸出が容易に行えるよう以下の内容に関する二国間協議等を加速化すること。</p> <p>ア 中国向けの牛肉や、中国、台湾、米国、EU及び豪州等向けの豚肉等、米国、中国向けのさつまいも、きんかん等に係る動植物検疫条件の整備の働きかけ</p> <p>イ 欧米向けのお茶に係る残留農薬基準の設定及び著しく厳しい基準値の見直しの働きかけ</p> <p>(2) 農畜水産物の輸出先国の規制やニーズに対応した食肉処理施設やてん茶工場、水産物加工場等の施設整備に必要な予算を確保すること。</p> <p>(3) 付加価値の高い製材品等の輸出環境の整備を図るため、相手国の建築関係法令などの調査・分析を進め、現場への情報提供や国際競争力の高い木材加工施設の整備など輸出拡大に関する対策を強化するとともに、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(4) 国際水準GAP認証取得に係る生産者への支援措置について予算額を確保するとともに、更新も対象となるように予算措置等を講じること。</p> | |
| <p>6 サツマイモ基腐病対策の充実・強化</p> | <p>サツマイモ基腐病対策については、令和4年1月に、「鹿児島県サツマイモ基腐病対策アクションプログラム」を策定し、ほ場に菌を「持ち込まない」「増やさない」「残さない」対策を総合的に推進しています。</p> <p>このため、基腐病対策の一層の推進や、さつまいも生産者等の経営安定が図られるよう、次のとおり提案します。</p> <p>(1) サツマイモ基腐病に係る事業の充実</p> <p>ア さつまいもの重要病害虫の防除対策に対応した取組を支援するセーフティーネットとして、資材等支援と継続栽培支援の継続に必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 「持ち込まない」対策</p> <p>健全な苗や種いもを供給するため、ウイルスフリー苗等の育苗施設や蒸熱処理装置等の導入に対する支援を継続すること。</p> <p>ウ 「増やさない」、「残さない」対策</p> <p>(ア) 混層耕、土壌改良、ほ場の均平化、額縁明きよの施工や落水口等の流末の施工などの「土づくり」から「排水対策」までの総合的な支援を継続すること。</p> <p>(イ) さつまいもの交換耕作による病害抑制への支援を継続すること。</p> <p>(ウ) サツマイモ基腐病の軽減につながる年間作付体系のモデルを構築するための支援を継続すること。</p> <p>エ 糖価調整制度における生産者交付金について、今後とも生産者が意欲を持って取り組めるよう、基腐病対策に要する資材等のかかり増し経費などを考慮した交付金単価とすること。</p> <p>オ サツマイモ基腐病の影響により、原料用さつまいもの確保が厳しい状況にある酒造業者等の中小零細企業の経営安定が図られるよう、原料用さつまいもの購入価格や冷凍保存に伴う保管費用等かかり増し経費に対する支援を行うこと。</p> | <p>農林水産省 経済産業省 国 税 庁</p> |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|----------------|---|-------|
| | <p>(2) サツマイモ基腐病の被害軽減を図るための試験研究等の推進</p> <p>ア 耐性病原菌の発生回避に向け、ローテーション散布に活用可能な農薬数を増加させるため、作用機作の異なる既存農薬の早期登録を図ること。</p> <p>イ 農研機構が育成した、多収でサツマイモ基腐病に比較的強い原料用品種「みちしずく」の速やかな原種の確保に取り組むとともに、青果用も含めサツマイモ基腐病に強い品種の早期育成・登録に取り組むこと。</p> <p>ウ 農研機構が開発した、リアルタイムPCRによる診断法を活用した、種イモ等のスクリーニング技術の早期確立を図ること。</p> | |
| 7 畜産振興対策の充実・強化 | <p>当県農業の基幹部門である畜産は、担い手農家の高齢化、後継者不足により飼養戸数が減少するなど、生産基盤の更なる脆弱化が危惧される状況にあります。</p> <p>このような中、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定等に加え、本年1月にはRCEP協定が発効し、国際的な経済連携を巡る情勢が急速に進展する中、当県の主要な産品である牛肉や豚肉等の関税が大幅に削減され、当県の基幹産業である畜産業及び関連産業等幅広い分野に影響を及ぼすことが懸念されます。</p> <p>今後、様々な経済連携協定が締結される可能性に備えるとともに、牛肉・牛乳製品等の国内需要増加への対応や輸出の一層の拡大を目指すために、生産基盤の強化等が引き続き必要となっています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症により、国内ではインバウンド需要の低迷が続くなど外食需要の回復が不透明な中、畜産経営や食肉事業者への長期的な影響が憂慮されているところです。</p> <p>さらに、トウモロコシや大豆等の国際価格の上昇等に加え、原油価格の上昇や円安傾向を背景に、国内の配合飼料価格が高騰しており、畜産経営への更なる影響が懸念されております。</p> <p>ついては、当県畜産の維持・発展を図るための対策について、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 畜産経営の競争力強化</p> <p>畜産経営の競争力強化を図るための施設整備等に必要な「畜産クラスター事業」や、肉用牛や酪農経営における労働負担軽減・省力化を図るための機械等の導入に必要な「畜産経営体生産性向上対策」、和牛・生乳生産基盤の強化に必要な「生産基盤拡大加速化事業」等について必要な予算を確保すること。</p> <p>(2) 配合飼料価格高騰対策</p> <p>配合飼料価格安定制度の安定的運用を図るための予算を確保すること。</p> <p>また、配合飼料価格が高止まりした場合でも、畜産経営の負担軽減がなされるよう制度を見直すこと。</p> <p>さらに、飼料価格高騰により畜産農家の経営が圧迫されているため、農家経営の影響緩和に向けた必要な対策を早急に措置すること。</p> <p>(3) 肉用牛経営</p> <p>ア 肉用牛生産基盤の維持・拡大対策の充実</p> <p>「肉用牛経営安定対策補完事業」の補助対象の拡大を行うなど充実を図るとともに、肉用牛生産基盤の維持・拡大に必要な予算を確保すること。</p> | 農林水産省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|------|---|-----|
| | <p>イ 飼料自給率向上対策の予算確保 飼料用稲等の安定的な生産と利用を促進する対策やコントラクターの育成等を促進する対策など、飼料自給率の向上に向けた各種事業について、必要な予算を確保すること。</p> <p>ウ 草地畜産基盤整備事業の充実・強化 将来の担い手を育成し、畜産主産地の形成を図るため、飼料基盤等の開発整備などを支援する「草地畜産基盤整備事業」について、採択基準を緩和するとともに、必要な予算を確保すること。</p> <p>エ 肉用牛肥育経営への対策強化 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う牛肉の外出需要の回復が不透明な中、肉用牛肥育経営の収益性は依然として厳しい状況にある。このため、肥育経営の経営安定に資する「肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）」について弾力的な運用を図るとともに、必要に応じて、肥育経営の維持・継続につながる対策を講じること。</p> <p>(4) 養豚経営 ア 養豚経営への対策強化 養豚経営の経営安定が図られるよう、肉豚経営安定交付金（豚マルキン）の算定方法を見直すこと。 イ 養豚経営安定対策補完事業の予算確保 養豚経営の体質強化を図るため、地域における種豚の能力向上を推進するための純粋種豚等の導入等に必要な予算を確保すること。</p> <p>(5) 酪農経営 ア 指定生乳生産者団体等の事業者による生乳の需給安定 酪農家が安心して経営を継続し、安全・安心な牛乳・乳製品の安定供給を行うために、指定生乳生産者団体等の事業者による生乳等の年間販売計画の履行を国が監督し、用途別の需給安定を図ること。 イ 経営安定対策の適切な運用と予算確保 国際的な経済連携協定の発効に伴う関税撤廃や削減等による安価な乳製品の輸入増加や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校給食用牛乳の需要の低下、それに伴う国内生乳価格の低下など、酪農経営に対する不安定要因が拡大するおそれがあることから、酪農家が安心して経営を継続できるよう、以下の措置を実施すること。 (ア) 加工原料乳生産者補給金制度の適切な運用 加工原料乳生産者補給金については、今後とも生産者が意欲を持って取り組めるような再生産可能な水準を確保すること。 (イ) 加工原料乳生産者経営安定事業の予算確保 「加工原料乳生産者経営安定事業」については、加工原料乳の取引価格の情勢などに対応できるよう必要な予算を確保すること。 (ウ) 需給安定対策の措置 新型コロナウイルス感染拡大や長期休暇中の学校給食停止の影響による生乳の供給過剰に伴う処理不可能乳発生を未然に防止するための需給安定対策の措置と必要な予算を確保すること。</p> <p>ウ 酪農生産基盤の維持・強化対策 酪農生産基盤の維持・強化や担い手の確保を図るため、乳用牛の改良や優良な乳用後継牛の確保、酪農家における労働負担軽減・省力化、自給飼料生産の効率化に必要な「酪農経営支援総合対策事業」等について必要な予算を確保すること。</p> | |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|-------------------|---|-------|
| | <p>(6) 採卵鶏・肉用鶏経営 鶏卵生産者経営安定対策事業の見直しと予算確保 採卵鶏経営の安定を図る「鶏卵生産者経営安定対策事業」については、生産者負担の軽減を図るとともに、必要な予算を確保すること。</p> <p>(7) 各種畜産価格関連対策の財源の確保 国際的な経済連携協定に伴う関税引下げにより、輸入牛肉等の関税収入が減少するおそれがあり、これらを財源とした畜産関連対策への影響が懸念されることから、畜産関連対策については、一般の財源を充当するなど必要な財源を確保すること。</p> <p>(8) 国内外における消費・販路拡大に向けた支援策の充実 国産畜産物の国内における消費拡大や海外における販路拡大を推進する支援策を充実すること。 また、輸出先国が求める条件に対応できる食肉処理場の施設整備等に必要な予算を確保すること。 さらに、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業」を継続的に実施すること。</p> <p>(9) 「JGAP家畜・畜産物」の認証取得の推進 畜産物の安全を確保し、より良い生産工程管理を実現する「JGAP家畜・畜産物」の普及・啓発を図るとともに、畜産農家における「JGAP家畜・畜産物」の認証取得やJGAP指導員等の育成に必要な予算を確保すること。</p> <p>(10) 畜産副産物等関連対策の整備・強化 ア 畜産副産物を利用した効率的な飼料・肥料の生産体制を構築する取組に対する支援策を講じること。 イ 死亡牛の検査・処理に係る支援対策の継続 死亡牛の検査・処理に係る経費が農家や県の負担増加につながらないように支援対策を継続すること。また、肉骨粉の適正処理に必要な予算を確保すること。 ウ 死亡牛の適正処理施設への支援 死亡牛のBSE検査が開始から18年以上経過し、死亡牛の専用処理施設の老朽化が進んでいるため、機能強化につながる施設整備に対する支援策を講ずること。</p> | |
| 8 家畜伝染病予防対策の充実・強化 | <p>高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生・まん延防止対策の強化を図るための対策等について、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 家畜衛生・防疫体制の整備・強化 ア 家畜衛生・防疫対策の強化 家畜伝染病予防法を適正に執行するため、家畜伝染病の発生状況の周知や飼養衛生管理状況の情報収集、農家への指導徹底等に要する経費に対し、必要な財政支援を講じること。 また、家畜保健衛生所等に勤務する家畜防疫員を十分確保できるよう、給与費など必要な財政的支援については、家畜衛生単位を勘案するなど地域の実情を反映したものとすること。 さらに、家畜保健衛生所については、バイオセキュリティ機能の高度化及び高位平準化を確保するため、施設整備に対する支援を強化すること。</p> | 農林水産省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|------|---|-----|
| | <p>獣医師確保対策として、「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」による修学資金の給付を継続するとともに、必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 防疫資材・機材の確保及び備蓄 緊急的な防疫対応を必要とする高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の悪性家畜伝染病が発生した場合には、早期封じ込めができるよう、国は各地域において十分な防疫資材及び機材を備蓄・配備すること。</p> <p>ウ 動畜産物等の検疫体制の強化 (ア) 我が国への侵入を阻止するため、近隣諸国における家畜伝染病の発生に関する情報収集と提供に努めること。 (イ) 豚熱ウイルスが海外から侵入した可能性が指摘されているほか、旅客携帯品の豚肉製品からアフリカ豚熱ウイルスが確認されていることから、港や空港において、入国者や輸入動畜産物等の消毒・検疫体制を強化すること。 (ウ) 技能実習生や留学生などの在留外国人に対する動物検疫制度の周知の徹底及び発生国からの国際郵便物の検査を強化すること。 (エ) 家畜伝染病の発生抑制や侵入防止に向け、近隣諸国と効果的な協力ができるよう、国際的な連携を更に強化すること。</p> <p>エ 自衛防疫体制の維持・強化 家畜の生産段階における衛生対策を強化するため、自衛防疫体制の維持・強化を図るとともに、予防接種等に要する予算を確保すること。 また、牛伝染性リンパ腫対策については、感染拡大を防止するための検査費や、感染牛の摘発・淘汰、衛生害虫対策などの支援策に係る十分な予算を確保すること。 また、高病原性鳥インフルエンザやアフリカ豚熱等の侵入が危惧される状況であることから、農場や食肉処理場などが行う消毒や死亡家畜の適正保管等に必要な経費に対して引き続き財政支援を講じるとともに、十分な財源確保を図ること。</p> <p>オ 豚熱のまん延防止対策等の強化 (ア) 豚熱が発生した農場の感染源・感染経路を早期に解明するとともに、適切な対応策を講じ、終息に全力を尽くすこと。 (イ) 飼養豚への豚熱ワクチン接種については、接種地域を適切に設定するとともに、接種豚や精液等については、域外に流通させないよう確実な対策を講ずること。 (ウ) 予防的ワクチン接種推奨地域の拡大に伴い種豚及び精液等の入手・確保に支障が生じていることから、種豚や精液の安定的な供給・確保体制を確立すること。 (エ) 家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示のもとに、家畜の所有者が豚熱ワクチンを接種できる体制を構築すること。 (オ) 令和2年9月に、国際獣疫事務局が認定する豚熱「清浄国」のステータスが消失し「非清浄国」になったことから、今後の豚肉輸出に影響が出ないよう、国において、輸出相手国との交渉を進めること。</p> | |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|-------------------|--|------------------------------|
| | <p>カ アフリカ豚熱の防疫対策の強化</p> <p>(ア) 野鳥を含む野生動物の侵入を防止するための防鳥ネット等の設置に必要な予算を確保すること。</p> <p>(イ) 万一、アフリカ豚熱が侵入した場合に備えて、ワクチンの研究開発を進めること。</p> <p>キ 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止対策等の強化</p> <p>(ア) 高病原性鳥インフルエンザが発生した農場の感染源・感染経路を早期に解明するとともに、適切な対応策を講じること。</p> <p>(イ) 農場における更なる飼養衛生管理の向上のため、消費・安全対策交付金等の支援対象拡充を図るなど、財政支援を充実すること。</p> <p>(ウ) 発生農家の休業が長期にわたり、再開後も経営が軌道に乗るまでには期間を要することから、経営再建に向けた支援措置の充実を図ること。</p> | |
| 9 再生可能エネルギー等の導入推進 | <p>東日本大震災後、エネルギー安全保障や地球温暖化対策にも資する再生可能エネルギーの重要性が高まっており、第6次エネルギー基本計画では、S+3Eを大前提に、2050年における主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むとされました。</p> <p>一方で、再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、コスト面をはじめ、系統制約や出力制御などの様々な課題があります。</p> <p>当県では、平成30年3月、再生可能エネルギー施策の指針となる「再生可能エネルギー導入ビジョン2018」を策定し、積極的な導入促進を図っています。</p> <p>ついで、再生可能エネルギー導入の一層の充実・強化が図られるよう、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 再生可能エネルギーの導入支援</p> <p>ア 小水力やバイオマスなどの導入や技術開発に対する支援措置を拡充すること。</p> <p>イ 海洋再生可能エネルギーの技術開発等への支援制度を拡充するとともに、将来的に海流発電等も固定価格買取制度の対象に加えること。</p> <p>(2) 系統接続の制約解消等</p> <p>ア 再生可能エネルギーの出力制御の低減や接続が最大限可能となるよう、系統接続の制約解消に向けた措置を講じるほか、閉門連系統線の増強による域外への送電可能量の増大、再生可能エネルギーの発電予測システムや蓄電システムの構築など調整力の確保を最大限加速すること。</p> <p>イ 電力系統の増強対策の事業者負担を軽減する更なる措置を講じること。</p> <p>ウ 地熱や水力、バイオマスなど安定的に発電できる再生可能エネルギーの系統設備への優先接続等、必要な制度の見直しを行うこと。</p> <p>(3) 水素の製造・利活用に関する支援</p> <p>ア 再生可能エネルギーの余剰電力の貯蔵・運搬に有効な、水素の製造等の取組に対する支援措置を拡充すること。</p> <p>イ 水素ステーションの整備・運営に係る支援措置については、引き続き堅持するとともに、広域整備等が確実に図られるよう支援措置の更なる拡充を図ること。</p> <p>(4) 固定価格買取制度における国民負担の配慮</p> <p>再生可能エネルギーの固定価格買取制度における買取価格・期間等の設定に当たっては、国民負担が過重にならないよう留意すること。</p> | 内閣府 農林水産省 経済産業省 環境省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|----------------------------|---|--|
| 10 原子力発電所の安全性の確保及び防災対策の充実等 | <p>東京電力福島第一原子力発電所において、重大な事故が発生してから11年余りが経過していますが、事態の収束には至っておらず、周辺住民の方々は避難生活を続けており、二度と原子力災害が起こらないようあらゆる対策を講じることが強く求められています。</p> <p>今年3月のロシア軍によるウクライナのザポリージャ原子力発電所への武力攻撃等については、原子力発電所の立地地域においても大きな不安を与えました。</p> <p>このようなことから、県民の間では、依然として原子力発電所の安全性に不安を持ち、発電所の稼働に反対する声が根強く存在しているところです。</p> <p>当県としては、県民の生命と暮らしを守る観点から、避難計画の見直しや、防災訓練の充実など、九州電力川内原子力発電所に係る安全対策・防災対策の充実・強化に取り組んでおります。</p> <p>原子力発電所の安全確保について一元的に責任を有している国においても、下記の安全性の確保及び原子力防災対策の充実を行い、県民の安心・安全の確保に万全を期すよう提案します。</p> <p>併せて、原子力発電所が立地する地域等について、防災対策の充実、生活環境、産業基盤の整備など総合的な振興策の充実を提案します。</p> <p>(1) 安全性の確保等</p> <p>ア 福島第一原子力発電所事故から得られた知見はもとより、絶えず国内外の最新の知見を収集し、新規制基準等を見直していくなど原子力規制のより一層の充実・強化を図り、電力会社に対して、さらなる安全性の向上に向けた自主的かつ継続的な取組を促すこと。</p> <p>イ 原子力発電所については、安全性の確保が大前提であり、安全確保対策について、引き続き、国として責任を持って対応すること。</p> <p>ウ 地震など大規模自然災害時の原子力発電所に対する国民の不安に対し、国は、発電所の現状や安全性等について、科学的・技術的見地から、積極的な情報発信や丁寧な説明に努めるとともに、電力会社に対して適切な指導を行うこと。</p> <p>エ 武力攻撃事態等への対処処置について、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、地方自治体、事業者等の関係機関が連携し、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制を構築すること。</p> <p>オ 我が国のエネルギー政策における原子力発電の位置付け等に関しても、国が主体となって丁寧に説明を行うなど国民の理解を得よう努めること。</p> <p>(2) 原子力防災対策の充実</p> <p>ア 原子力災害対策指針については、関係自治体等の意見を踏まえながら、継続的に見直しを行い、対応すべき項目及び内容を具体的かつ明確に示した上で、原子力防災対策の充実・強化を図ること。</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難のあり方など省庁横断的に進める必要がある対策については、各地域の取組状況を把握し、国として具体的な対策を提示するなど、迅速かつ着実に進めること。</p> <p>ウ 福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力災害時に適切な対応ができるよう、自治体における原子力防災体制の整備について、国において所要の財政措置を講じること。</p> <p>特に、当県における放射線モニタリング機材の整備については、これまでの経緯を踏まえ、平常時から緊急時までの一体的なモニタリング体制の確保が図られるよう、十分な財政措置を講じること。</p> | 内閣府 警察庁 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省 原子力規制委員会 防衛省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|-----------------------|---|---|
| | <p>(3) 使用済燃料対策の総合的な推進 使用済燃料対策については、平成27年5月に見直しが行われた「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」等に基づき、国が前面に立って総合的に推進すること。 また、その推進に当たっては、国民に対し技術的信頼性などについて、十分な説明を行い理解を得ること。</p> <p>(4) 電源立地地域対策交付金の充実等 ア 電源立地地域対策交付金については、安全性の確保、防災対策の充実、生活環境、産業基盤の整備など総合的な振興策が図れるよう、用途を自由化し自治体の裁量性を高めるなど、制度の充実を図ること。 イ 原子力立地給付金については、市町村合併後の、原子力発電施設所在市の隣接市町村を対象とすること。 ウ 原発立地市町村と近接市町村に限定している原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金（F補助金）については、UPZ圏域を全て対象地域に加えること。</p> <p>(5) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく施策の充実・強化 ア 同法第7条に基づく補助率嵩上げの対象となる事業については、「道路」、「港湾」等に限定せず、振興計画に記載した社会福祉施設等も対象に加えること。 また、これらの施設の採択基準について、要件を緩和すること。 イ 補助率の更なる嵩上げや不均一課税に係る要件の緩和など、産業振興等も含む振興計画の達成に向け、制度の拡充を図ること。</p> | |
| 11 防災・減災対策、国土強靱化の充実強化 | <p>近年、全国各地で台風や集中豪雨、大地震、火山噴火等の大規模自然災害が頻発化・激甚化しており、甚大な被害が発生しています。 このような自然災害への事前の備えとして、国においては、平成30年12月に国土強靱化基本計画の見直しを行うとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、ハード・ソフトの両面で強靱化対策に全力で取り組んだところであり、令和2年12月には「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をとりまとめ、国土強靱化の取組みの更なる加速化・深化を図ることとしています。 当県は、本土の大半が水を含むと崩れやすいシラス等の特殊土壌に覆われ、集中豪雨や台風の来襲も多く、さらには活発な活動を続ける桜島など多くの火山を有しており、より被災しやすく、被害が深刻化しやすい状況にあります。 これまで、安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくりに取り組んできたところですが、令和3年7月上旬及び8月中旬の豪雨災害により、道路、河川、山地、農地などに被害が生じました。一方、重点的に防災・減災対策を実施してきた箇所では、九州南部において戦後最大を記録した平成18年7月洪水時に匹敵する雨量が観測されたにもかかわらず、家屋の浸水被害がなくなるなど、対策の効果が十分に発揮された箇所もあり、事前防災の重要性を再認識したところではあります。 このため、災害に強い道路ネットワークの形成や抜本的な治水・治山対策など、強靱な県土づくりを引き続き推進する必要があります。 また、地域強靱化計画について、当県では、令和2年3月に、県計画を見直し、市町村においても、全市町村で令和3年3月に策定を終えたところではあります。</p> | 内閣官房 内閣府 総務省 農林水産省 国土交通省 林野庁 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---------------|--|---|
| | <p>国においては、令和4年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進めるとされており、また、「5か年加速化対策」後も、中長期かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことの重要性等も勘案して、次期「国土強靱化基本計画」に反映するとされているところであります。</p> <p>については、本県においても、引き続き、防災・減災対策、国土強靱化の充実強化を強力に推進するため、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関連する各事業の予算・財源については、その必要額を当初予算も含め、別枠で着実に確保すること。</p> <p>また、5か年加速化対策後も、予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。</p> <p>(2) 地域の実情を踏まえた対象の拡大や、地方財政措置の拡充を図ること。</p> <p>① 防災・減災に係る事業採択前の調査・設計費の財政措置 ② ソフト対策を支援するシステム等の更新、保守・点検費等に対する財政措置</p> | |
| 12 災害対策の充実・強化 | <p>近年、全国各地で集中豪雨や大地震、火山噴火等の大規模自然災害が頻発しており、河川の氾濫や土砂災害等により、多くの人的被害のほか、道路、農作物、住家、山地などに広範かつ甚大な被害が発生しています。</p> <p>特に当県は、本土の大半が水を含むと崩れやすいシラス等の特殊土壌に覆われ、集中豪雨や台風の来襲等も多く、さらには活発な活動を続ける桜島など多くの火山を有しており、より被災しやすく、被害が深刻化しやすい状況にあります。</p> <p>このため、災害未然防止のための対策等の充実・強化が講じられてきたところであり、それらの蓄積により着実に効果が得られつつあると考えていますが、さらにこうした効果を高め、また最大限発揮させるため、既存ストックを有効活用しつつ、重点的な対策等の充実・強化を図られるよう、提案します。</p> <p>(1) 河川・海岸関係</p> <p>流域治水プロジェクトに基づく施策の着実な推進を図る観点から、当県にとって必要な河川整備等を計画的に推進するため、所要の事業費を確保すること。</p> <p>また、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関連する各事業の予算・財源については、その必要額を当初予算も含め、別枠で着実に確保すること。</p> <p>さらに、5か年加速化対策後も、予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。</p> <p>ア 直轄河川</p> <p>(ア) 川内川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薩摩川内市街部の改修事業、鶴田ダム上流区間における河道掘削等を推進すること。 ・ 河口部の海水越波による浸水被害を防止する高潮対策を推進すること。 | 国土交通省 総務省 農林水産省 林野庁 内閣府 文部科学省 財務省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|------|--|-----|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の安全性向上のための堤防強化対策を推進すること。 ・ 沿川3市2町の水系一環としたかわまちづくり計画に基づく環境整備を推進すること。 (イ) 肝属川 <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水に対し脆弱なシラス堤の堤防強化対策を推進すること。 ・ かわまちづくり計画に基づく環境整備を推進すること。 イ 県管理河川 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島市の新川など沿川に資産が集積している都市河川改修や、近年、著しい住宅浸水被害が発生した万之瀬川、雄川、奄美大島の住用川など多くの中小河川の改修事業を推進するため、当県への事業費を確保すること。 ・ 鉄道橋等の大規模構造物の改築などが計画的に行えるよう、大規模特定河川事業に必要な事業費を確保すること。 ・ 今後、急速な老朽化が懸念される河川管理施設について、適切な維持管理を推進するため、長寿命化計画に基づいた必要な点検・整備・更新等が実施できるよう、河川メンテナンス事業に必要な事業費を確保すること。 ・ 早急に水害リスク情報の空白域の解消が図られるよう、洪水浸水想定区域図やハザードマップの作成に係る地方負担の軽減のため、交付金の交付率の嵩上げ及び起債充当を認めること。 ウ 海岸事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 馬場海岸（錦江町）の老朽化対策、大金久海岸（大和村）などの高潮対策等を積極的に推進するため、事業費を確保すること。 (2) 砂防関係 <p>全国で多発する土砂災害及び活発化する火山活動へ対応するため、砂防関係事業費の総額を確保するとともに、台風や豪雨等による被害が多発し多くの火山を抱える当県が災害に強い安全な県土を形成するため、所要の事業費を配分すること。</p> <p>強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関連する各事業の予算・財源については、その必要額を当初予算も含め、別枠で着実に確保すること。</p> <p>また、5か年加速化対策後も、予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。</p> ア 火山砂防事業等の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄火山砂防事業費、直轄砂防管理費及びその他の火山砂防対策に必要な事業費を確保すること。 ・ 近年の桜島の火山活動活発化を踏まえ、引き続き土石流対策を講じること。 ・ 離島3火山（薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島）の緊急減災対策砂防計画に基づく技術的支援を講じること。 イ 砂防関係事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業の推進に必要な事業費を確保すること。 ・ 特に、災害発生箇所、要配慮者利用施設及び重要交通網等を保全するための対策に関する事業費を確保すること。 ウ 土砂災害警戒区域等の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎調査の推進に必要な事業費を確保するとともに、地方負担の軽減のため、交付金の交付率の嵩上げ及び起債充当を認めること。 | |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|--------------------------------|---|------------|
| | <p>エ 災害復旧事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防堰堤に損傷が無くとも堆積土砂・流木によって必要な機能が発揮できないことから、災害復旧において堰堤の除石作業ができるようにすること。 ・ 土砂・洪水氾濫対策計画等に基づき、被災した砂防施設を原形復旧する代わりに、下流において新たな施設整備を行う原形復旧及び改良復旧ができるようにすること。 <p>(3) 道路関係</p> <p>最近の国内各地における集中豪雨の発生や火山活動の活発化等を踏まえ、緊急輸送道路や代替道路など災害に強いネットワークの形成を図る観点から、災害対策関係の事業費の総額を確保した上で、当県にとって必要な道路を計画的に整備推進するため、所要の事業費を配分すること。また、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関連する各事業の予算・財源については、その必要額を当初予算も含め、別枠で着実に確保すること。</p> <p>さらに、5か年加速化対策後も、予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。</p> <p>加えて、降灰除去等に要する負担を軽減するための対策を講じること。</p> <p>ア 災害に強い幹線道路網として東九州自動車道、南九州西回り自動車道、国道3号、10号、220号、225号、226号等の整備を推進すること。</p> <p>イ 桜島・霧島山周辺の避難道路として利用が見込まれる県道垂水大崎線等の整備推進を図るため、所要の事業費を確保すること。</p> <p>ウ 今後、急速な老朽化が懸念される道路施設について、適切な維持管理を推進するため、所要の事業費を確保するとともに、点検費用の自治体負担分に対する起債充当など財政措置の拡充を図ること。</p> <p>エ 道路防災総点検を踏まえた道路法面等の防災対策を推進するため、所要の事業費を確保すること。</p> <p>オ 円滑な支援物資搬送等に不可欠な緊急輸送道路の無電柱化を重点的、計画的に推進すること。</p> <p>また、離島・奄美地域においても、防災面からも無電柱化の推進が図られるよう特段の配慮を行うこと。</p> <p>カ 道路降灰除去事業の拡充を図り、県管理道路の降灰除去について、補助事業の対象に加えること。</p> <p>(4) 公立学校関係</p> <p>ア 学校校庭等の降灰除去に必要な事業費を確保すること。また、補助採択基準の緩和を行うこと。</p> <p>イ 降灰防除地域の児童生徒の健康に配慮した水泳の授業を行うため、プールクリーナーの配備に係る事業費を確保すること。</p> | |
| <p>13 自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持</p> | <p>当県では、離島における救急患者について、夜間や悪天候により当県のドクターヘリや消防・防災ヘリの出動が困難な場合は、海上自衛隊第22航空隊鹿屋航空分遣隊又は陸上自衛隊第15旅団に対して災害派遣要請を行い、搬送していただいているところです。</p> <p>このうち、鹿屋航空分遣隊においては、昭和36年以来、令和3年末までに2,548人に上る急患搬送を実施していただいております。県民の安心と安全の確保に多大な役割を果たしていただいているところですが、</p> | <p>防衛省</p> |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|----------------|--|--|
| | <p>昨年8月末に、防衛省から、同分遣隊の救難ヘリUH-60Jについて、令和4年度中にすべての機体を除籍の上、同分遣隊を令和4年度末に廃止する予定との方針が示されたところです。</p> <p>当県は、南北600kmの県土に28の有人離島を有し、各島内の医療体制が非常に脆弱であることから、重症の患者が発生した際には、島外の医療機関への急患搬送の必要が多々生じており、同分遣隊に配備されているUH-60Jが除籍となれば、迅速な急患搬送に支障が出るおそれがあると強く危惧しているところです。</p> <p>これまで同機が対応してきた離島での急患搬送については、全自衛隊が共同して適切に対応していくとのことですが、県民の生命にかかわる重要な問題であることから、離島からの急患搬送体制が引き続き維持されるよう提案します。</p> <p>これまでの離島急患搬送体制が維持されるよう、全自衛隊による具体的かつ実効性のある搬送体制を構築するため、</p> <p>① 搬送要請への一元的な対応窓口を整備するとともに、調整時間の短縮のために各自衛隊間の連携促進を図ること。</p> <p>② 搬送要請から出動決定までの時間短縮のために陸上自衛隊第15旅団による急患搬送の際に実施されている、患者発生地の医師からの「仮通報」の導入などを検討すること。</p> <p>③ 今後の離島急患搬送体制については、引き続き、当県と協議を行いながら、検討を進めること。</p> | |
| 14 地方税財源の充実・確保 | <p>地方は厳しい財政状況を踏まえ、国を上回る職員数の縮減や、普通建設事業費の削減など、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組んでいるところです。</p> <p>しかしながら、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増嵩や国の経済対策等に呼応して公共投資等を繰り返し行った結果、借入金残高が累増し、公債費が高い水準で推移すること等により、引き続き地方は極めて厳しい財政運営を迫られています。</p> <p>また、我が国は人口減少・超高齢化社会という大きな課題に直面しており、地方における若年人口の減少などを通じて、地域経済の活力が奪われる中、地方においても課題解決に取り組む必要があります。</p> <p>国においては、地方の厳しい財政状況や経済・雇用情勢、人口減少への対応の必要性等を踏まえ、地方が必要とする財源を確実に措置し、財政基盤の脆弱な地域においても財政運営に支障が生じることのないような配慮がなされるよう、次の事項について提案します。</p> <p>(1) 地方一般財源総額の確保等</p> <p>ア 令和4年度の地方財政対策については、地方公共団体が、行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化などの重要課題に取り組むための歳出の確保等により、地方一般財源総額について、交付団体ベースで令和3年度を上回る額が確保されたところである。</p> <p>令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」においては、一般財源の総額について、令和3年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされていることを踏まえ、令和5年度の地方財政対策においては、社会保障関係経費の増嵩への対応や地方の実情に即した地域活性化の取組に加え、新型コ</p> | 総務省 財務省 国土交通省 農林水産省 厚生労働省 文部科学省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|------|--|-----|
| | <p>新型コロナウイルス感染症対策などの増大する財政需要に対応するため、地方における必要な歳出を適切に地方財政計画に反映した上で、引き続き安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保・充実を図ること。</p> <p>なお、臨時財政対策債については、令和4年度地方財政計画において、発行額が過去最低水準にまで抑制されたところであり、引き続き発行額の縮減・抑制に努めること。</p> <p>また、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を確保すること。</p> <p>イ 地方財政計画と決算との差額などの見える化については、財源の年度間調整は各地方公共団体が自主的に行うべきものであること、一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）の見える化については、一般行政経費（単独）は地方が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であることに留意すること。</p> <p>ウ 地方財政は、平成8年度以来、27年連続して地方交付税法の規定に該当する財源不足の状態が続いており、地方交付税原資の安定確保を図るためにも、臨時財政対策債等による特別の対策ではなく、法定率の引上げをはじめ、抜本的な措置を講じること。</p> <p>エ 補助金について、地方の実情を踏まえて自由度を高めるほか、要件の緩和、手続きの簡素化、補助単価等の実態に即した見直しなど対象や工程について地方と十分に協議したうえで、地方の実情を踏まえた見直しを行うこと。</p> <p>オ 会計年度任用職員制度については、地方公共団体によって、直面している行政課題や行政ニーズは様々であることから、地方の実状に応じた柔軟な運用が可能となるよう、不断に制度の検討を行うこと。併せて、制度の適切な運用に資する技術的な支援を継続して行うこと。</p> <p>カ 公共施設等適正管理推進事業については、令和8年度まで事業期間が延長され、長寿命化事業の対象として空港施設等が追加されたところであるが、今後も公共施設等総合管理計画の方針に従い、必要がない施設等の廃止や除却等により保有総量の縮小を一層本格化していく必要があることから、除却債の元利償還金への地方交付税措置など、地方財政措置の拡充を図ること。</p> <p>キ 地方公務員法等が改正され、令和5年度以降、地方公務員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、定年退職者が発生しない年度が生じるが、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制度が導入されるなど60歳以後の職員の勤務形態が多様になることにより、職員の退職時期やこれに伴う退職手当などの人件費を中長期的に見通すことが難しくなる。</p> <p>このため、国においては、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、地方公務員の定年延長等に要する経費について地方財政計画において適切に措置するとともに、これらの地方財政措置等に関して可能な限り早期に地方公共団体に情報提供を行うこと。</p> <p>ク 令和4年度までの措置となっている「地域デジタル社会推進費」については、今後、5G等の情報通信基盤の整備が進展することを踏まえ、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、引き続き地方財政計画において、地方のデジタル改革の実現に必要な経費を適切に計上すること。</p> | |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|------------|--|------------------------|
| | <p>(2) 条件不利地域等への配慮</p> <p>ア 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。</p> <p>なお、地方税制の見直しのみでは、地方公共団体の財政力格差を解消することは困難であることから、地方交付税については、地方公共団体における財政運営に支障の生じることのないよう、所要額を確保するとともに、その財源調整機能を強化することとし、基準財政需要額の算定に当たっては、過疎地域や離島といった条件不利地域や、自主財源に乏しく財政力指数が低い地域などに最大限配慮すること。</p> <p>また、臨時財政対策債発行可能額の算出に当たっては財政力の弱い団体の発行可能額が増加しないようにすること。</p> <p>イ 地方交付税における地域の元気創造事業費及び人口減少等特別対策事業費の算定並びに人口減少等特別対策事業費の取組の成果へのシフトを進めるに当たっては、離島や過疎地域などの条件不利地域や財政力指数の低い地域に十分配慮すること。</p> <p>(3) 地方税制度の見直し等</p> <p>ア 法人事業税の電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、行政サービスの受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模施設に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すること。</p> <p>イ 地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中で、特に、自動車税は道路損傷負担金的性格も有するとされている都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源となっていることや、車体課税に係る地方税収は2009年度（平成21年度）の自動車取得税へのエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、今後の自動車関係諸税の見直しに当たっては、必要な地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保するなど、地方財政に影響を与えないよう留意すること。</p> <p>(4) その他</p> <p>ア 後進地域特例法に基づく国庫負担割合の引上制度による補助率差額については、原則である事業年度の翌年度に交付すること。</p> <p>イ 国の制度創設・改正に際しては、国の予算上の都合による一方的な地方負担の創設や国庫補助率の引下げなど、地方への負担転嫁を行わないこと。</p> <p>ウ 資金調達力の弱い地方公共団体に対する資金の安定的確保、市場では調達できない長期資金の確保等の観点から、地方債資金として長期かつ低利の公的資金の確保に配慮すること。</p> <p>エ 公債費負担の軽減を図るため、地方交付税措置による公債費負担対策の充実・強化を図ること。</p> | |
| 15 地方創生の推進 | <p>国においては、少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「まち・ひと・</p> | 総務省内閣府 まち・ひと・しごと創生部 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|----------------|---|--|
| | <p>しごと創生総合戦略」を策定し、政府一体となって地方創生に取り組んでいるところです。また、令和4年6月には「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定され、これまでの地方創生の取組をデジタルの力でさらに発展させるとともに、デジタルの力によらない従来の地方創生の取組についても、引き続き推進することが示されたところです。</p> <p>地方創生は、人口減少・少子高齢化が急速に進行する中、国と地方が総力を挙げて取り組むべき課題ですが、地方創生を図るためには、まず、地方が自らの地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・主体性を最大限に発揮して取り組む必要があります。</p> <p>当県においては、令和2年3月に「第2期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、基幹産業である農林水産業や観光の重点的な振興、産業振興や移住・交流の促進など、経済成長や県勢の発展に資する施策を積極的に推進するとともに、子育て支援や高齢者支援など、県民福祉の向上に向けた施策の充実を図っているところです。今後、国において、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「デジタル田園都市国家構想基本方針」に基づき、地方創生の実現に向けた施策を進めていくに当たり、地方の自主性・主体性が発揮できる真に実効性を伴った取組が展開できるよう、次の事項について提案します。</p> <p>(1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充</p> <p>地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を来年度以降も継続し、拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。</p> <p>(2) 地方創生推進交付金の確保及び弾力的な運用等</p> <p>ア 地方が必要とする総額を確保すること。</p> <p>イ 地方の意見を十分に踏まえ、事務手続の簡素化・合理化を進めるとともに、対象事業の要件及び交付上限額等の緩和等、弾力的な運用を図ること。</p> <p>ウ 交付対象事業の決定に当たっては、離島や過疎地域などの条件不利地域においては、交通アクセスなどの不利な条件の中で、地方創生等に係る施策に取り組む必要があることを考慮し、それらの地域にも十分配慮すること。</p> | |
| 16 奄美群島振興開発の推進 | <p>奄美群島は、外海離島という地理的条件や厳しい自然条件下にあり、本土との間に所得水準や物価など経済面の格差が依然として存在しています。</p> <p>このため、奄美群島振興開発特別措置法が制定され、当県においては「奄美群島振興開発計画」を策定し、これに基づき、格差是正や人口減少等の課題解決と自立的持続可能な発展に向けて、主体的に施策を実施しているところです。</p> <p>さらに、本年度は、令和5年度末の同法の期限切れを見据え、本年度は、同計画のフォローアップや奄美群島の現状、課題を総合的に調査・分析する「奄美群島振興開発総合調査」を実施しています。</p> <p>については、同計画に基づく施策が着実に実施され、奄美群島の地域特性を生かした持続可能な自立的発展や、住民の生活安定、福祉の向上、定住の促進が図られるとともに、昨年7月に登録された奄美大島、徳之島の世界自然遺産をはじめとした奄美群島の豊かな自然環境の保全と利用の両立が図られるよう、次の事項について提案します。</p> | 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|--------------|--|--|
| | <p>奄美群島振興開発の推進等</p> <p>令和5年度奄美群島振興開発事業予算については、「奄美群島振興開発計画（R1～R5）」に基づく各種事業を着実に実施できるよう、奄美群島が必要とする予算額を十分に確保するとともに、特別交付税措置等の拡充を図ること。</p> <p>また、奄美群島振興交付金については、地域の裁量に基づく施策の展開を後押ししていることから、地元の実情等に沿った更なる制度の拡充や事業の実施に配慮するとともに、十分な財政措置を講じること。</p> <p>特に、奄美群島の自然環境の保全と利用の両立を図り、世界自然遺産登録効果の群島全体への波及、観光客の管理・誘導等を効果的に行うため、デジタル技術を活用した取組等への支援及び十分な財政措置を講じること。</p> <p>さらに、奄美群島の振興開発に一層資するよう、補助対象事業の拡充を図るとともに、沖縄振興開発事業よりも低く設定されている補助率の更なる嵩上げを行うこと。</p> | |
| 17 離島振興対策の拡充 | <p>離島においては、これまで離島振興法に基づく各般の施策が講じられ、交通基盤の整備や産業の振興、生活環境の整備などさまざまな面において相応の成果を挙げてきているところですが、依然として、本土との所得水準をはじめとする経済面における諸格差や人口の流出など、解決すべき課題が残されています。</p> <p>また、平成29年4月に施行された有人国境離島法に基づき、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等を図る上で特に重要な離島については、その保全及び地域社会の維持に関する施策を着実に推進する必要があります。</p> <p>最近においては、産油国の生産停滞や新型コロナウイルス感染症からの経済活動再開からの需要増、さらにはウクライナに軍事侵攻を続けるロシアへの経済制裁の影響もあり、特に、ガソリンや軽油、重油の価格は、平成26年以来の高値水準となっており、離島の産業振興さらには本土と比べ所得水準の低い住民の生活に大きな影響を及ぼしています。</p> <p>については、当県離島の自立的発展に向けて、それぞれの島ごとの特性に応じた振興開発、地域社会の維持が図られるよう、次の事項について提案します。</p> <p>(1) 改正離島振興法の成立</p> <p>改正離島振興法案を早急に成立させるとともに、令和5年度の政府予算等の離島振興関係予算に反映させること。</p> <p>(2) 離島振興法に係る所要の事業の推進</p> <p>離島振興開発に係る道路、港湾等の事業が確実に実施できるよう、必要な予算額の確保を図るとともに、離島振興法において規定された配慮事項については、そのための施策を確実に実施すること。</p> <p>また、同法附帯決議において検討することとされている離島航路・航空路支援のための新たな法整備を含めた支援のあり方については、地方の意見等も踏まえ具体的な制度設計を進めること。</p> <p>(3) 離島活性化交付金の充実・確保</p> <p>離島活性化交付金については、離島の実情に応じた内容となるよう、対象事業の拡充や事業の実施期間の延長、地元負担の軽減を図るなど、更なる交付金制度の充実に取り組むとともに、必要な予算額の確保を図ること。</p> | 内閣府 総務省 財務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 厚生労働省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|------------------|--|------------|
| | <p>(4) 有人国境離島地域の保全等に係る施策の推進 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法に基づき、有人国境離島地域が有する領海等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、活動拠点の基盤となる港湾、漁港、道路及び空港の整備に必要な予算額の確保を図ること。 また、特定有人国境離島地域については、離島航路・航空路に係る運賃の低廉化や物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充など、地域社会の維持に係る施策を確実に実施できるよう、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金に係る対象事業の拡充や地元負担の軽減を図るとともに、必要な予算額の確保を図ること。 さらに、特定有人国境離島地域の中でも、特に自然条件等が厳しい三島地域や吐噶喇列島地域については、地域の実情を踏まえた特段の配慮を行うこと。</p> <p>(5) 離島地域におけるガソリン等の価格是正 準に加え、県本土と比べ更に割高となっていることから、「離島のガソリン流通コスト対策事業」を継続・拡充するとともに、軽油など他の石油製品についても、ガソリンと同様に本土との価格差の解消に取り組むこと。 また、石油製品価格の一層の引き下げのため、離島地域（奄美を含む）における、揮発油税等の恒久的な軽減措置の早期実現に取り組むこと。</p> | |
| 18 過疎対策及び辺地対策の推進 | <p>過疎地域は、食料・水・エネルギーの安定的な供給、自然災害の発生防止、自然環境の保全など国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えており、その役割は、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、一層重要なものとなっています。</p> <p>しかしながら、過疎地域においては、担い手不足等を背景に住民の暮らしや地域社会の持続可能性に影響が生じることが懸念されています。</p> <p>このような中、令和3年4月、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別支援法が施行され、本県においても過疎地域持続的発展市町村計画に基づき、過疎対策事業債を活用した公共的施設の整備等に関する要望の増加が見込まれています。</p> <p>人口減少や高齢化等が著しい過疎地域の振興を図るため、地方が必要とする社会資本の整備や地域活性化等の事業が確実に実施できるように、予算の確保、財政措置の充実等を提案します。</p> <p>(1) 過疎対策の推進 ア 過疎地域における集落の維持・活性化等のソフト事業や施設整備事業等の推進を図るため、令和5年度も含め、地方が必要とする過疎対策事業債の枠の確保と財政措置の堅持を図ること。 イ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域等の持続的発展を支援するため、「過疎地域持続的発展支援交付金」の増額等を図ること。</p> <p>(2) 辺地対策の推進 辺地における施設整備事業の推進を図るため、地方が必要とする辺地対策事業債の枠の確保と財政措置の堅持を図ること。</p> | 総務省 財務省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|------------------------------|---|------------------------------|
| 19 奄美の世界遺産としての価値の維持に必要な取組の推進 | <p>「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録の実現は、奄美群島の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐという目的に加え、人と自然が共生する自立的地域づくりを推進する機会となることから、遺産登録（令和3年7月）後における価値の維持に必要な取組と地域活性化への支援について提案します。</p> <p>(1) 世界遺産としての価値の維持に必要な取組の推進</p> <p>世界遺産としての価値の維持を図るため、世界遺産委員会決議における要請事項（観光管理、河川再生、ロードキル対策、森林管理）への対応をはじめ、希少野生生物保護対策やマングース等の外来種対策などの必要な取組を進めるとともに、国立公園の適正利用の推進等管理の充実を図ること。</p> <p>特に、アマミノクロウサギ等の希少種・固有種を捕食するノネコについて、引き続き計画的な捕獲を進めること。</p> <p>また、国及び県が購入した遺産地域内の土地については、国・県で連携して、世界遺産としての価値の維持を図ること。</p> <p>(2) 施設整備等の推進</p> <p>世界遺産センターについては、世界遺産の拠点にふさわしい機能と規模を有する施設を奄美大島に引き続き徳之島にも整備するとともに、施設の運営管理についても十分な予算を確保すること。</p> <p>また、国立公園の利用の増進を図るため、ビジターセンターや利用施設等の整備を行うこと。</p> <p>県や地元自治体で進める奄美トレイルや利用施設の整備、活用等についても、財政面や制度面における積極的な支援を講じること。</p> <p>(3) 奄美群島自然共生プランに基づく取組への支援</p> <p>奄美群島自然共生プランに基づく取組に対し、積極的な支援を講じること。</p> | 環境省 国土交通省 林野庁 |
| 20 地方における社会資本整備の推進及び財源の確保 | <p>当県は、財政力が弱い状況の中で、過疎地域や離島等が多く、また、道路、河川、砂防、港湾、漁港、空港、林道、治山、農業農村整備等社会資本の整備がいまなお立ち後れております。</p> <p>また、これまで台風や集中豪雨、地震等の災害により大きな被害を受けており、引き続き河川・砂防・治山施設等について、災害未然防止のための対策を強力に推進していかなければならない状況にあります。</p> <p>当県の地域特性に由来する以上のような課題を解決し、個性ある地域の発展を図るためには、今後とも社会資本整備の推進が不可欠であることから、次の事項について提案します。</p> <p>地方が必要とする社会資本整備を着実に推進することができるよう、その財源総額を確保するとともに、社会資本の整備が立ち後れている地方に対して、重点的な事業実施を図ること。</p> | 国土交通省 農林水産省 財務省 総務省 |
| 21 高規格道路等の整備推進 | <p>我が国の社会資本整備は、東日本大震災や熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等からの復旧・復興や加速するインフラ老朽化など、様々な取り組むべき課題に直面しております。</p> <p>このような中で、当県において力強く持続的な経済成長を実現するためには、中長期的な視点に立って、将来の成長の基盤となり、安全で豊かな県民生活の実現に資するストック効果を重視した公共投資の推進が必要であり、戦略的な社会資本である高規格道路等の早期整備に取り組む必要があります。</p> | 国土交通省 財務省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|-------------|--|--------------|
| | <p>このため、国においては、新たな財源を創設するとともに、道路関係の事業費の総額を満額確保した上で、これら高規格道路網の今後一層の重点的な整備が進められるよう、提案します。</p> <p>産業の振興や地域の活性化、また、ポストコロナ時代の「新たな日常」が実現される地方創生を図る観点から、道路関係の事業費の総額を確保した上で、当県にとって必要な道路を計画的に整備推進するため、所要の事業費を配分すること。</p> <p>(1) 高規格道路等の整備推進 (東九州自動車道関連) ア 「日南・志布志道路」及び「油津・夏井道路」の整備推進 イ 隼人道路の4車線化の整備促進 ウ 暫定2車線区間の早期4車線化の実現 (南九州西回り自動車道関連) ア 「芦北出水道路(水俣～出水間)」の供用予定年次の明示及び早期完成 イ 「阿久根川内道路」の整備推進 ウ 鹿児島道路(伊集院IC～美山IC間)の4車線化の整備促進 エ 暫定2車線区間の早期4車線化の実現 (上記以外の高規格道路等) ア 「鹿児島東西幹線道路」の事業区間の整備推進、残る区間の整備区間の指定 イ 「北薩横断道路」、「都城志布志道路」及び「大隅縦貫道」事業区間の整備推進 ウ 「鹿児島南北幹線道路」及び「大隅縦貫道(国道448号以南)」の調査推進 エ 「島原天草長島連絡道路」の具体化に向けた検討の実施</p> <p>(2) 新広域道路交通計画を踏まえた道路整備の推進 新広域道路交通計画の策定に伴い、将来を見据えた道路整備を着実に推進するため、調査に必要な道路調査費補助の事業費の総額を確保するとともに、多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。</p> <p>(3) 重要物流道路の整備推進・支援 平常時・災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、国において重要物流道路及びその代替・補完路を指定する際は地方の意見を十分に反映するとともに、指定道路の機能強化及び整備推進のため、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。</p> | |
| 22 港湾事業等の推進 | <p>港湾の整備は、アジア地域をはじめとする各国・地域との国際交流の進展や物流ネットワークの形成とともに、当県が多くの有人離島を有することから、離島・奄美地域との海上交通の安定性、信頼性の確保に極めて重要な役割を果たしています。</p> <p>また、港湾海岸の整備においては、台風による高潮等から人命、財産を守る国土保全を目的とした海岸保全施設の整備とともに、海に開かれた当県の特性を活かした総合的な海岸事業を推進する必要があります。</p> <p>このような当県の地域特性に配慮され、港湾・海岸のインフラのストック効果を早期に発現するとともに、国土強靱化を推進するため、当県の港湾・海岸事業等の計画的な整備が図られるよう、提案します。</p> | 国土交通省 財務省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|------|---|-----|
| | <p>(1) 港湾関係事業の推進</p> <p>国内外の交流・物流を支える港湾の整備，生活航路の拠点として離島・奄美地域を支える港湾の整備及び災害に強い港湾の整備などに要する事業費の総額を確保した上で，当県にとって必要な港湾を計画的に整備推進するため，所要の事業費を配分すること。</p> <p>また，強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため，「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」に関連する各事業の予算・財源については，その必要額を当初予算も含め，別枠で着実に確保すること。</p> <p>さらに，5か年加速化対策後も，予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。</p> <p>加えて，港湾の安定的な機能維持のため，地方財政措置の充実を図ること。</p> <p>ア 鹿児島港 港湾物流の円滑化とともに，臨海部やクルーズ船寄港時の渋滞緩和を図るため，令和8年度の事業完了に向けた臨港道路鴨池中央港区線の着実な整備推進</p> <p>イ 志布志港 ・九州で唯一の国際バルク戦略港湾として，飼料穀物の効率的な輸入機能強化を図るため，大型バルク船に対応する岸壁等の整備推進 ・九州を支える国際物流拠点として，港内静穏度確保や津波防災対策を図るための防波堤の整備推進</p> <p>ウ 川内港 ・当県北西部の物流拠点として，港内静穏度を確保するための防波堤の整備推進及び老朽化した導流堤の整備推進 ・コンテナ物流や木材輸出の機能強化を図るとともに，大規模自然災害時における緊急物資等の輸送拠点を確保するため，唐浜地区における新たな岸壁の整備推進</p> <p>エ 西之表港 ・島しょにおける拠点港湾として，港内静穏度を確保するための防波堤の整備推進 ・大規模自然災害時における海上からの緊急物資等の輸送に対応するため，洲之崎地区における耐震強化岸壁の整備推進</p> <p>オ 名瀬港 島しょにおける拠点港湾として，老朽化した岸壁の機能確保や利便性向上を図るための岸壁の整備推進</p> <p>カ 地方港湾 生活航路の拠点となる離島港湾をはじめとする地方港湾においても，計画的な港湾整備の推進や老朽化対策に必要な予算（社会資本整備総合交付金等）の総額を確保すること。</p> <p>キ 港湾施設の機能維持 ・県内の人流・物流の中心的役割を担う重要な港湾としての機能の維持向上を図るため，老朽化した岸壁や護岸等の長寿命化対策の推進等 ・維持管理計画策定後の港湾施設の詳細な点検診断についても交付金対象とすること。</p> | |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|--------------------|--|---------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶の安定的な航行に資する浚渫事業の県負担分の起債対象化など、地方財政措置の充実を図ること。 <p>(2) 港湾海岸関係事業の推進</p> <p>我が国は長い海岸線と多くの離島を有し、頻繁に襲来する台風等による高潮や侵食を未然に防ぐ必要があることから、海岸保全事業に要する事業費の総額を確保すること。</p> <p>また、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関連する各事業の予算・財源については、その必要額を当初予算も含め、別枠で着実に確保すること。</p> <p>さらに、5か年加速化対策後も、予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。</p> <p>ア 指宿港海岸</p> <p>防災機能の強化とともに地域活性化の核となる魅力ある海浜空間を創造するため、海岸保全施設の整備推進を図ること。</p> <p>イ 海岸保全施設の老朽化対策</p> <p>ポンプ等機械設備の耐用年数が超えている鹿児島港海岸の荒田川排水機場について、早期延命化を図るため、必要な予算を確保すること。</p> <p>また、築後約50年を経過し、海岸保全施設の老朽化が著しい中之島港海岸等の老朽化対策に必要な予算を確保すること。</p> <p>ウ 高潮や侵食被害に備えた港湾海岸の整備</p> <p>近年の大型台風により砂浜の侵食を受けている与論港海岸の計画的な海岸整備に必要な予算（防災・安全交付金：海岸環境整備事業）を確保すること。</p> | |
| 23 農業農村整備の推進 | <p>当県農業を支える基盤づくりとして、農業の高付加価値化を推進する競争力強化対策や担い手への農地集積・集約化、自然災害の激甚化や施設の老朽化に対応する国土強靱化対策を進めるとともに、中山間地をはじめとする農業・農村の持つ多面的機能を十分に発揮して、将来にわたり農業を持続的に発展させていくためには、今後とも農業農村整備事業を計画的かつ強力に推進する必要があります。</p> <p>については、財政支援の充実などについて次のとおり提案します。</p> <p>(1) 国際的な経済連携協定にも対応した競争力のある農業経営を確立するため、収益性の高い営農の実現や低コスト化に向けた規模拡大のための基盤整備、施設の長寿命化を図るストックマネジメント、農村地域の防災・減災対策などの農業農村整備事業が、計画的に推進できるよう必要な当初予算を安定的に確保すること。</p> <p>また、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における、ため池や農業水利施設等に係る国土強靱化の取組が確実に実施できるよう、必要な予算を十分に確保すること。</p> <p>(2) 収益性の高い安定的な畑作営農の確立を図るため、国営附帯県営事業を含めた大規模畑地かんがい事業が着実に推進できるよう、必要な当初予算を確保すること。</p> | 農林水産省 |
| 24 国際的な交通ネットワークの整備 | <p>南九州地域における国際的な交通ネットワークの更なる拡充等を図るため、鹿児島空港の機能強化等について提案します。</p> <p>(1) 鹿児島空港の機能強化</p> | 国土交通省 財務省 法務省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|-----------------------------|--|-----------------------|
| | <p>ア 国際定期航空路線に係る着陸料に対して、国際チャーター便と同様に軽減措置を拡充すること。</p> <p>イ ポストコロナを見据え、国際線利用時における利便性や安全安心のより一層の確保、今後同様の感染症が発生した場合の円滑な運航のため、鹿児島空港国際線ターミナルビルにおけるC I Qの人員・機材設備について充実・強化を図ること。</p> <p>ウ 着陸料軽減やC I Q施設整備補助など、訪日誘客支援空港に対する支援の更なる充実を図ること。</p> <p>エ 地域特性や地元観光資源を活かした空港等の機能強化・活性化に向けた地元の取組を支援すること。</p> <p>(2) 外航船受入れ体制の整備推進</p> <p>ア 国際海上輸送航路の開設、利用促進を図るため、川内港の検疫港指定を行い、C I Q体制の充実・強化を図ること。</p> <p>イ 鹿児島県内各港における国際クルーズ船寄港時のC I Qについて、人員・機材を充実強化すること。</p> | 農林水産省 厚生労働省 総務省 |
| 25 地域公共交通の確保等に対する財政支援措置等の拡充 | <p>安定的な住民生活や産業活動を確保するため、地域公共交通の確保・維持策について提案します。</p> <p>(1) 地域公共交通関連施策の拡充</p> <p>ア 「地域公共交通確保維持改善事業」については、十分かつ安定的な財源を確保するとともに、予算配分に当たっては、地域における交通ネットワークの現況や、離島、半島、過疎・高齢化等の地域特性に配慮すること。</p> <p>イ 地域公共交通機関の確保・維持に必要な地方公共団体の財政負担に対する地方交付税措置を一層拡充すること。</p> <p>ウ 鉄道・バス・タクシー・航路等の地域公共交通は、地域住民の日常生活や経済活動に欠かすことのできない交通手段であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により運賃収入が減少し、その維持が困難な状態となっていることから、地域における交通手段が確保されるよう、運賃収入の減収に係る財政支援措置等を講ずること。</p> <p>(2) 離島航空路線</p> <p>ア 機体購入費等の補助や、着陸料や公租公課等の軽減等を内容とする「離島航空路支援」のための法整備に速やかに着手すること。</p> <p>イ 離島航空路線をはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ拡充されている、航空機燃料税の軽減に係る特例措置を延長すること。</p> <p>ウ 種子島・東京間の直行航空路線の開設など、離島空港と東京・大阪・福岡等との国内航空路線や離島間の航空路線の拡充を支援すること。</p> <p>エ 航空運賃体系を含む現在の離島航空政策の基本的な考え方について、検証・検討を加えること。</p> <p>オ 本土との隔絶性の高い外海離島における離島航空路線は、船舶航路と並んで島民の生命線となっていることから、航空機の安全運航を確保するため、滑走路端安全区域の整備や場周柵の更新及び照明施設の改良など離島空港施設の機能保持・向上に必要な事業費を確保すること。</p> | 国土交通省 財務省 総務省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|----------------------|---|---------------------|
| | <p>(3) 離島航路</p> <p>ア 地域公共交通確保維持改善事業における離島航路運営費等補助金の算定に当たっては、各航路の実情等に十分配慮し、航路事業者はもとより、県や市町村の負担がさらに増加しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 離島航路は、離島住民の日常生活や産業活動の維持に必要不可欠であるが、船舶の更新にあたり高額な船価が課題となっていることから、全ての離島航路において円滑な船舶更新がなされるよう、船舶建造に係る支援措置を拡充すること。</p> <p>(4) 地方バス路線</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業におけるバス対策については、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少する中で、利便性向上やバス事業者の生産性向上等、地域が効果的な取組を推進できるよう支援を講じるとともに、地域の実情等に十分配慮し、補助要件の緩和など財政支援措置を拡充するなど、バス事業者はもとより、県や市町村の負担が増加しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(5) 在来線鉄道</p> <p>ア 鉄道輸送施設の更新・改良に対する助成措置等を拡充すること。</p> <p>イ 災害に強い鉄道づくりを推進する抜本的対策のための設備投資及び鉄道災害復旧に対する助成措置等を拡充すること。</p> <p>ウ 在来線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない交通手段であることから、利便性や安全性の維持・確保が図られるよう、事業者に対して指導・助言を行うこと。</p> <p>(6) 地域公共交通に係る担い手確保対策</p> <p>少子高齢化に伴い公共交通の担い手不足や高齢化が進展しており、その確保・育成が重要な課題となっていることから、大型二種免許などの免許取得の要件緩和や各交通事業者が行う公共交通担い手確保に係る取組に対する財政支援措置を講ずること。</p> <p>(7) M a a S の推進</p> <p>マイカーによる移動の増加や急速な少子・高齢化の進展、アフターコロナに係る訪日外国人の受入環境整備推進等に伴い、公共交通機関の利用促進や観光客等の乗り継ぎ円滑化等が喫緊の課題となっている中、新たなモビリティサービスとして、地域版M a a S の早急な実現が必要となっていることから、地方公共団体や交通事業者が行うM a a S の取組に対する支援措置を拡充すること。</p> | |
| 26 肥薩おれんじ鉄道に対する支援の拡充 | <p>極めて厳しい経営状況に置かれている並行在来線である肥薩おれんじ鉄道に対する支援の拡充について提案します。</p> <p>(1) 財政支援措置の拡充</p> <p>ア 肥薩おれんじ鉄道の安定した運行を確保するため、事業者に対する助成措置や地方負担に係る財政支援措置など、赤字補填に対する支援制度の創設を図ること。</p> <p>イ J R 貨物による物流ネットワークを維持するため、肥薩おれんじ鉄道が多額の線路・電路維持費を負担している現状に鑑み、線路使用料としてJ R 貨物から同鉄道に対して支払われている貨物調整金について、大規模自然災害等によるJ R 貨物の運休に伴う減収補填を含め、更なる拡充を図ること。</p> | 国土交通省 財務省 総務省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|----------------------------|--|-----------------------|
| | <p>ウ 大半の施設・設備で経年による劣化や塩害等による損傷が進んでいることから、JR九州から引き継いだ老朽化施設等の更新に対する助成措置を拡充すること。</p> <p>(2) 税制特例の拡充・延長 JRからの譲受資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充（JR二島特例並みの創設）・延長を図ること。</p> | |
| 27 情報通信基盤の整備・利活用に対する支援策の充実 | <p>多くの離島や山間地を有し、台風や豪雨等の災害の多い当県にとっては、情報通信基盤の整備や利活用の促進は緊要な課題であります。</p> <p>地方創生の取組を更に進め、県民生活や産業等のあらゆる分野において、地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、災害に強く安心して快適に生活できる、社会の実現のための支援策の充実を提案します。</p> <p>(1) 第5世代移動通信システム（5G）の整備推進 地域課題解決や地方創生への活用が期待される第5世代移動通信システム（5G）について、不採算地域を含む地方の隅々まですべての事業者のサービス展開が可能となる基盤整備が必要であり、事業者が計画どおり基盤整備を行うよう支援策を講じること。</p> <p>(2) 地上デジタル放送移行に伴い整備した施設の維持・更新に対する支援制度の創設 地上デジタル放送移行に伴い整備した共聴施設の更新に当たっては、光ファイバ等のブロードバンド基盤を活用した配信サービスの仕組みを構築するなどして、施設更新費用の低減など難視聴地域の負担軽減を図ること。</p> <p>また、民間放送事業者が整備した地上デジタル放送の中継局について、更新費が多額となる離島等においては、更新費に対する支援策を講じること。</p> | 総務省 |
| 28 子育て支援の推進 | <p>国においては、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、子どもを生み育てられることに喜びを感じられる社会を目指して子ども・子育て支援新制度等地域の実情に応じた子育て支援の施策について積極的に進められているところです。</p> <p>当県においても、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに最重点で取り組んでおり、さらに一層の推進を図るため、以下を提案します。</p> <p>(1) 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であるとされているが、消費税以外の財源から確保する0.3兆円超を含め、国の責任において、所要の額の確保に努めること。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援の環境整備については、これまでも「保育所等整備交付金」や「認定こども園施設整備交付金」等を活用して、保育所整備などに取り組んでいるが、待機児童の解消等に向けて、今後とも必要な予算を確保すること。</p> <p>(3) 保育人材の確保を図るため、保育士修学資金貸付等事業が継続的に実施できるよう、必要な予算を確保すること。</p> <p>(4) 放課後児童クラブについては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、切れ目なく子育て家庭を支援するため、利用料を無償化すること。</p> <p>また、無償化するまでの間は、利用する低所得世帯や多子世帯等を対象にした減免制度を創設すること。</p> | 内閣府 厚生労働省 文部科学省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|--|--|--------------|
| <p>29 地域医療対策の充実・強化 (1) 医療提供体制の確保等のための支援の強化</p> | <p>当県は、全国に先行して高齢化が進んでおり、高齢単身・夫婦世帯の割合が高く、南北600kmにわたる広大な県域に離島・へき地を多く有していることから、良質かつ適切な医療を効率的に提供するための体制を確保していく必要があります。</p> <p>地域医療対策の充実・強化を図るため、医療提供体制の確保等を図る事業に対する確実な財政措置について提案します。</p> <p>ア 地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、全国に先行して過疎化や高齢化が進行している状況や、人口当たりの病床数が多く、病床の機能分化・連携に相当の対応が必要と考えられる当県の事情に十分配慮すること。また、切れ目のない医療提供体制を構築するため、在宅医療の推進及び医療従事者の確保が不可欠であることから、国庫補助事業からの振替事業なども含め、各種事業が継続して実施できるよう必要な予算を確保するとともに、各事業区分間の配分額の弾力的な調整を認める仕組みとすること。</p> <p>イ 救急・周産期医療体制の整備や看護職員等の確保など、地域医療提供体制の確立に必要な不可欠な補助金である医療提供体制推進事業費補助金について、運営費等経常的な経費が多く含まれることから、一方的な減額をすることなく、各種事業が計画的かつ着実に実施できるよう必要な予算を確保すること。</p> | <p>厚生労働省</p> |
| <p>29 地域医療対策の充実・強化 (2) 医師・看護職員確保の推進</p> | <p>当県の医師数は着実に増加していますが、県内の医師の地域的偏在や、小児科・産科など特定診療科における医師不足は、未だ解消に至っていない状況です。</p> <p>また、看護師など看護職員についても着実に増加していますが、地域偏在があるほか、高齢化の進行に伴う医療看護ニーズの高まりにより、その確保も重要な課題となっています。</p> <p>については、医師や看護職員の確保の推進が図られるよう提案します。</p> <p>① 医師確保の推進</p> <p>ア 地域枠について、地域に必要な医師が十分確保されるまで医学部臨時定員増による措置を延長するとともに、地域医療介護総合確保基金による財政支援を継続すること。</p> <p>イ 医師の地域的偏在や、小児科・産科等の診療科偏在の解消を加速するため、国において実効性のある対策を講じること。</p> <p>ウ 臨床研修制度については、離島・へき地の地域医療を支える観点から、臨床研修医の都市部集中が是正され、地方の臨床研修医が確実に増加される制度とすること。</p> <p>また、新専門医制度については、医師の地域的偏在・診療科偏在の拡大を招くことのないよう、国が主体的に関与し、「専門医の質の向上」と「地域医療の確保」の両立に留意した制度運用が行われるようにすること。</p> <p>② 看護職員確保の推進</p> <p>ア 看護師等養成所の安定的な運営や、都道府県ナースセンター事業の円滑な推進など、地域に必要な看護職員の確保に対して、地域医療介護総合確保基金等による財政支援の充実を図るとともに、看護職員修学資金貸与制度について、同基金による財政支援を講じること。</p> <p>イ 看護職員が離職する際の都道府県ナースセンターへの届出制度（とどけるん）について、離職者（未就業者）の実態を確実に把握できるよう、義務化すること。</p> <p>ウ 「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修修了者や認定看護師・専門看護師を配置する医療機関に対して、診療報酬加算措置の充実を図ること。</p> | <p>厚生労働省</p> |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|--|--|-----------------|
| 29 地域医療対策の充実・強化 (3) 救急・災害医療の充実・強化のための支援 | <p>救急・災害医療の充実・強化のための支援策について、下記のとおり提案します。</p> <p>ア 救急医療体制を担う医療機関の施設・設備の整備や人件費に係る経費など、地域の実情に応じた救急医療体制の充実のための財政的支援について、必要な予算を確保すること。</p> <p>イ ドクターヘリの安定的な運航による救急医療体制の充実を図るため、基地病院のドクターヘリの運航実態に応じた予算を確保するとともに、医療用資機材の導入・更新等に対する財政的支援制度を創設すること。</p> <p>ウ 災害拠点病院及びDMATに係る設備・機器整備等に係る財政的支援を拡充するとともに、DMAT養成のための研修及び訓練の機会を拡充すること。</p> <p>エ 原子力災害が生じた場合の健康相談体制、原子力災害医療体制等に関する具体的な運用方針等を明確に示すとともに、関係医療機関等に対する支援を行うこと。</p> | 厚生労働省 原子力規制庁 |
| 29 地域医療対策の充実・強化 (4) 離島・へき地等における医療対策の充実・強化 | <p>離島・へき地をはじめとする地域医療を確保するための体系的な医療供給体制の整備等、各種医療対策について提案します。</p> <p>ア 離島・へき地等における医療関係機関の運営及び施設・設備整備に必要な事業費を確保すること。</p> <p>イ へき地診療所等における運営費補助に係る基準額の見直しなど、助成措置の拡充・強化を図ること。</p> | 厚生労働省 |
| 29 地域医療対策の充実・強化 (5) 地方単独医療費助成制度の充実・強化のための支援 | <p>安心して医療を受ける環境づくりを推進するため、子育て世代や社会的に弱い立場にある方への地方自治体が行う取組に対する支援策について提案します。</p> <p>地方単独で実施している子ども、重度心身障害者及びひとり親家庭に対する医療費助成については、全国的に都道府県及び市町村がそれぞれ独自の方式で実施しており、自治体の財政力等の違いにより、助成する対象や自己負担額に格差が生じている。</p> <p>また、子育て世帯の経済的負担を軽減するなど、子育ての希望を叶えるための支援策を拡充していく必要がある。</p> <p>そのため、国の責任において新たな医療費助成制度を創設するとともに、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置を未就学児に限らず全て廃止すること。</p> <p>特に住民税非課税世帯については、その経済的負担を軽減する必要性が高いため、早急に高校生まで減額調整措置を廃止すること。</p> | 厚生労働省 |
| 30 地方警察官の増員 | <p>当県は本土の最南端に位置し、南北約 600 kmにも及ぶ広大な県土、鹿児島湾を挟む薩摩・大隅の二大半島、多くの有人離島を有し、警察力が分散されるなか、原子力発電所、ロケット基地、自衛隊関連施設等の重要な施設を抱え、その警戒等の必要性も生じています。また、桜島、霧島山（新燃岳）、口永良部島など複数の活火山や毎年襲来する台風、集中豪雨などの災害要因も抱えています。</p> <p>現在、当県の地方警察官の定数は3,035人ですが、警察官一人当たりの負担人口は533人と全国平均（520人）を上回っているほか、負担世帯数は267世帯で全国第5位とその負担が極めて重くなっていることから、次の事項について提案します。</p> <p>鹿児島の地理的特殊性及び治安を取り巻く諸情勢に対応し、日本一安心・安全な鹿児島を創造するため、地方警察官の増員を確保すること。</p> | 総務省 警察庁 |

【提案項目】

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|-----------------------|--|------------------------------|
| 1 地方分権改革の推進 | <p>地方分権の推進は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る上で極めて緊要であります。</p> <p>国においては、引き続き、地方分権改革を進めるため、平成26年から提案募集方式を導入しているところであり、令和3年の地方からの提案に対しては、令和3年12月21日に「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（以下「対応方針」という。）」を閣議決定し、これを踏まえて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第12次一括法）」が今国会に提出されたところ です。</p> <p>また、道州制をはじめとした国と地方のあり方を見直す議論もなされてきたところです。</p> <p>このような中、真に実効性のある地方分権を実現するためには、地方への権限移譲や地方税財源の充実確保などの実現に更に精力的に取り組み、地方分権改革を着実に推進する必要がありますので、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 第12次一括法に基づいて事務・権限の移譲等を進めるに当たっては、地方公共団体の意見を十分反映し、財源措置、移譲等のスケジュール等について、具体的な検討と調整を早期に進めること。</p> <p>(2) 「対応方針」において、「検討等を行い必要な措置を講ずる」とされた事務・権限については、その検討等の段階において、地方公共団体の意見を十分聴取し反映すること。</p> <p>(3) 令和4年の「提案募集方式」による地方分権改革に関する提案についても、地域の実情を十分考慮し、実現に向けて積極的に取り組むこと。</p> <p>(4) 道州制については、まずは、国、地方を通じた統治機構のあり方や、これが国民生活に与える効果などについて、理念や具体的な将来像を明らかにする必要がある、その将来像を議論するに当たっては、税財源の確保や財政調整制度のあり方などについて、道州制の移行時期やその行程も含め、地方の意見を十分に踏まえ、幅広く国民的な議論を行うこと。</p> <p>(5) 地方に影響がある政策の具体化に当たっては、国と地方の協議の場等において十分な議論を行い、地方の意見を反映させること。</p> | 内閣府 総務省 |
| 2 地方消費者行政の充実支援 | <p>消費者行政の推進に当たり、地域の実情に応じた様々な取組をさらに進めていくため、地方消費者行政の充実支援について提案します。</p> <p>消費者トラブルが悪質・巧妙化し、消費生活相談の内容は複雑化している。</p> <p>また、高齢者層からの相談割合が依然として高いことや令和4年4月の成年年齢引下げに伴い若年者の消費者トラブルの増加が懸念されることなどから、消費生活相談体制の更なる充実・強化及び消費者教育・啓発等を推進するために要する経費について、引き続き国が必要な財源措置を講じるとともに、地方消費者行政強化交付金の活用期間の延長や補助率の嵩上げ、使途の拡充等制度の改善を図ること。</p> | 消費者庁 |
| 3 人権・同和対策に関する施策の充実・強化 | <p>同和問題等あらゆる人権問題の解決に向けて、人権・同和対策に関する施策の充実・強化について提案します。</p> <p>(1) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく基本計画の積極的な推進を図るため、地方公共団体との連携及び財政上の措置を</p> | 内閣府 法務省 文部科学省 厚生労働省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---------------|---|--------------------------------|
| | <p>強化するとともに、この基本計画を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策の充実を図ること。</p> <p>また、「人権教育のための世界計画」の具現化に向けた人権教育・啓発の充実が図られるよう、その方策を検討すること。</p> <p>(2) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立の趣旨を踏まえ、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、教育に係る施策を充実させるとともに、引き続き、各種の広報媒体を活用した啓発活動等を積極的に推進すること。</p> <p>(3) インターネットを悪用した差別表現の流布等、様々な人権に関わる不当な差別その他の人権侵害事案に対応するため、早急に、実効性のある人権救済制度を確立すること。</p> <p>(4) 人権啓発活動地方委託事業について、地方公共団体の要望を踏まえ、制度を充実し、必要な事業費を確保すること。</p> <p>(5) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、24時間365日オンコール体制を整えるための相談員の確保及び支援体制の充実に向けた支援の拡充を図ること。</p> | |
| 4 生活環境施設の整備推進 | <p>公衆衛生の向上と生活環境の改善に欠くことのできない安全で良質な水の供給を図るため、水道施設の整備推進を提案します。</p> <p>また、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図るため、生活排水処理施設の整備推進を提案します。</p> <p>(1) 水道施設の更新（耐震化を含む。）や水道の広域化に伴う施設整備を計画的に進めるため、水道施設整備に係る国庫補助金等について必要な額を確実に確保すること。</p> <p>また、耐震診断に係る費用についての国庫補助制度を創設すること。</p> <p>(2) 生活排水処理施設の整備推進</p> <p>ア ストックマネジメント計画に基づく施設の統廃合・更新（耐震化を含む。）や汚水処理施設の10年概成に向けた生活排水処理施設の整備を推進するため、所要の事業費を確保すること。</p> <p>特に、離島・奄美地域における浄化槽整備推進のための事業費を確保すること。</p> <p>イ 公共浄化槽等整備推進事業に係る財政措置の拡充を図ること。</p> <p>ウ 個人が設置した浄化槽の維持管理に対する助成制度を創設すること。</p> | 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省 |
| 5 都市環境等の整備推進 | <p>良好で安心・安全な都市環境の形成を図り、生活の質の向上や民間投資の誘発などのストック効果の発揮が見込まれる街路事業、都市公園事業、土地区画整理事業及び優良建築物等整備事業を推進するとともに、特殊地下壕対策の推進を提案します。</p> <p>都市生活の質の向上をめざし、良好で安心・安全な都市環境の形成を着実に推進することができるよう、都市環境整備に必要な予算の総額を確保するとともに、当県において必要な整備等を計画的に推進するため、所要の事業費を配分すること。</p> <p>(1) 街路網の整備を推進するため、必要な事業費を確保すること。</p> <p>(2) 都市公園の整備を推進するため、必要な事業費を確保すること。</p> <p>(3) 土地区画整理事業を推進するため、必要な事業費を確保すること。</p> <p>(4) 特殊地下壕対策を推進するため、必要な事業費を確保するとともに、補助の対象を拡充すること。</p> | 国土交通省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|-----------------------------|---|--------------|
| | <p>(5) 優良建築物等整備事業を促進するため、必要な事業費を確保すること。</p> <p>(6) 宅地耐震化推進事業を促進するため、必要な事業費を確保するとともに国費率の嵩上げを継続すること。</p> | |
| 6 公営住宅整備事業等及び大規模建築物等の耐震化の促進 | <p>住宅に困窮する者、高齢者、子育て世帯などに対するセーフティネットの役割を的確に果たしつつ、活力ある地域の形成などのストック効果が見込まれる公営住宅整備や木造住宅振興に対する支援、住宅・建築物の安全対策の促進、とりわけ耐震性の強化、増加の著しい空き家対策に係る必要な事業費の確保等について提案します。</p> <p>また、高齢者の居住の安定確保を図るためのサービス付き高齢者向け住宅供給促進の制度などに係る各種支援措置の充実を提案します。</p> <p>(1) 公営住宅事業等の促進 老朽化した公営住宅の建替や改善、木造住宅振興に対する支援及び住宅・建築物の安全対策（がけ地、アスベスト、ブロック塀等）の促進のために必要な事業費を確保すること。</p> <p>(2) 大規模建築物等の耐震化の促進 ア 大規模建築物の耐震化の促進 大規模な地震に備え、耐震改修促進法により耐震診断を義務付けられたホテル・旅館、店舗等で不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震改修補助について、対象工事が完了するまでの間、令和5年度以降も必要な事業費を確保すること。 イ 住宅の耐震化の促進 住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物耐震改修事業の事業費の確保、地方負担に対する支援措置の充実を図ること。</p> <p>(3) 空き家対策の推進 当県の空き家率は高く、これらの空き家の適正管理や有効活用の対策に必要な空き家再生等推進事業等の事業費を確保すること。</p> <p>(4) 高齢者の居住安定確保 高齢者世帯の増加への対応を図るために必要なサービス付き高齢者向け住宅を供給する民間事業者へのインセンティブとなる支援制度の拡充を図ること。</p> | 国土交通省 |
| 7 交通安全施設等の整備推進 | <p>当県の交通事故件数は減少傾向にあるものの、人口10万人当たりの死者数が全国平均を上回るなど、当県の道路交通安全を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。</p> <p>また、通学路の交通安全確保に向けて、市町村が道路管理者、警察、学校関係者等と連携して策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、対策が必要とされた箇所の整備を計画的に進めていますが、令和3年に発生した児童死傷事故を踏まえ、「通学路における合同点検」を行ったところであり、今後、更なる取組が必要です。</p> <p>以上のことから、交通安全施設等の整備を積極的に推進するため、社会資本整備重点計画を踏まえ、次の取組の推進に特段の配慮がなされるよう、提案します。</p> <p>(1) 通学路における歩道等の整備を積極的に推進するため、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(2) 少子・高齢化社会の進展に対応した安全・安心な道路交通環境や円滑な交通の実現を推進するため、交通安全施設等整備事業費を確保すること。</p> | 国土交通省 警察庁 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---|--|-------|
| 8 旅券事務のデジタル化に係る負担軽減 | <p>旅券事務については、令和4年度中にオンラインによる電子申請が開始されるほか、今後、手数料のクレジットカード決済による納付開始なども予定されており、県及び市町村においては、これに伴う機器の整備や事務手順等の変更が必要になると見込まれます。</p> <p>しかしながら、県から権限移譲された市町村の機器整備等に係る国の費用負担や、電子申請などの開始までの準備に必要な情報が未だ示されておりません。</p> <p>については、旅券事務が本来国の事務であることや、全国でも半数以上の市町村に旅券事務の一部が移譲されている実態を踏まえ、次のとおり提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤や機器整備については、県及び市町村に財政負担を及ぼさないよう、国の負担により対応すること。 ・システム構築・運営については、住民サービスの低下を招かないよう、市町村窓口等での旅券申請・交付手続きが引き続き対応可能なものとする。 ・旅券窓口における体制整備やシステムの習熟には時間を要することから、早期に具体的内容を示し、丁寧に説明すること。 | 外務省 |
| 9 結婚・子育て支援の充実 | <p>現在、当県では、地域少子化対策強化事業や、子ども・子育て支援新制度（平成27年4月施行）の実施により、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりや結婚支援に取り組んでいるところです。</p> <p>今後、より効果的な結婚・子育て支援対策が実施されるよう、次の事項について提案します。</p> <p>(1) 財政措置等について</p> <p>ア 子ども・子育て支援新制度に係る各々の事項の具体的内容については、将来の地方の財政負担に直結するものであることから、地方の意見等を十分に踏まえ、都市部と離島、へき地、過疎地域など、地域によって保育・幼児教育に格差が生じないように、国において十分な財政措置を講じること。</p> <p>イ 地方自治体や事業者等が円滑に新制度を運用できるよう、必要に応じて制度の見直しや事務の簡素化を図るとともに、必要な情報について、迅速に提供すること。</p> <p>ウ 子ども・子育て支援新制度に移行していない園に対する退職金基金社団補助については、地方交付税措置が行われているが、移行した園に対しては国による財政措置がなされていないことから、移行していない園と移行した園で不均衡が生じないように、国において明示的に財政措置を講じること。</p> <p>(2) 新制度の公定価格については、今後とも、施設・事業者の運営実態や地域の実情を踏まえ、子ども一人ひとりを尊重した質の高い教育・保育が実施できるよう必要に応じ、見直しを行うこと。</p> <p>(3) 結婚支援体制の構築などに必要な予算については、地域実情に応じた柔軟な取組が可能となるよう、地方自治体の創意工夫による施策に持続的に対応できる予算を確保すること。</p> | 内閣府 |
| 10 保健医療対策の充実・強化 (1) 国民健康保険に対する財政支援の充実・強化 | <p>平成30年度から、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、国保運営に中心的な役割を担うこととなったところであるが、将来にわたって安定的な国保運営を確保するため、国民健康保険に対する財政支援の充実・強化等について提案します。</p> <p>ア 国民健康保険の財政運営は引き続き厳しい状況が見込まれることから、国民健康保険の財政基盤の確立が図られ、安定的な財政運営が行えるよう、国の責任において、財政支援を充実・強化すること。</p> | 厚生労働省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---|---|--------------|
| | <p>イ 都道府県間の財政力の不均衡を調整するための制度である普通調整交付金の見直しに係る検討に当たっては、これまでの国と地方との協議を踏まえ、引き続き現在の役割及び配分方法を維持すること。</p> <p>ウ 国の公費の見込額と実際の交付額の差や前期高齢者交付金並びに後期高齢者支援金等の精算制度が国保財政運営の不安定要因となっていることから、運用方法の見直しを行うこと。</p> | |
| <p>10 保健医療対策の充実・強化 (2) 後期高齢者医療制度に係る地方負担に対する地方財政措置</p> | <p>後期高齢者医療制度における地方公共団体の財政負担のあり方については、地域の事情を踏まえ、特段の配慮がなされるよう提案します。</p> <p>後期高齢者医療制度に係る地方負担については、普通交付税の算定に当たり地域の事情を踏まえた単位費用の充実などにより、実態に即した地方財政措置を行うこと。</p> | 厚生労働省 総務省 |
| <p>10 保健医療対策の充実・強化 (3) 自治体病院に対する財政支援等の充実・強化</p> | <p>自治体病院は、公的医療機関でなければ対応することが困難な高度医療やへき地医療等不採算医療を担い、地域医療の確保と医療水準の向上に努力を傾注しているところです。</p> <p>特に近年は、新型コロナウイルス感染症患者への対応を含め、重要な役割を担っています。</p> <p>については、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインにより経営の効率化が求められる中でも、地域住民が期待する自治体病院の果たす役割が十分発揮されるように更なる財政支援等について提案します。</p> <p>ア 自治体病院に対する地方財政措置を充実・強化すること。</p> <p>イ 会計年度任用職員制度の施行に伴う給与費の増について、自治体病院の負担とならないよう、国において確実に措置すること。</p> <p>ウ 自治体病院における消費税の負担軽減を図ること。</p> <p>エ 新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している地域の中核的医療機関に対し、継続的な支援を行うこと。</p> | 厚生労働省 総務省 |
| <p>10 保健医療対策の充実・強化 (4) がん総合対策のための支援</p> | <p>がん対策推進基本計画において、国として重点的に取り組むべき課題や全体目標が示されていますが、その達成のための支援策について提案します。</p> <p>ア がん医療均てん化を図るため、がん診療連携拠点病院等の機能の向上及び医療従事者の確保・育成、地域の医療機関との連携強化等に必要の補助金制度の充実及び所要の予算の確保を図ること。</p> <p>イ がん検診受診率の向上を図るため、無料クーポン券の配布事業に市町村が継続して事業に取り組めるよう、補助金制度の充実に努めること。</p> <p>また、がん検診を実施する市町村に対する財源措置の更なる充実を図ること。</p> <p>ウ ATL（成人T細胞白血病）の予防対策と治療方法の研究を推進すること。</p> | 厚生労働省 |
| <p>10 保健医療対策の充実・強化 (5) 粒子線がん治療の医療保険適用等</p> | <p>当県に立地している粒子線がん治療施設では、これまで4,700人以上が先進医療として治療を受けており、今後も多くの利用が見込まれることから、下記のとおり提案します。</p> <p>ア がん患者の経済的負担を軽減し、粒子線治療を望む多くの人が治療を受けられるよう適正な水準での医療保険適用を認めること。</p> <p>イ 多くの患者が粒子線治療を受けている実態を踏まえ、医療保険適用外の治療については、国民のがん治療の選択肢をせばめることのないよう先進医療として継続すること。</p> | 厚生労働省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---|--|-------|
| 10 保健医療対策の充実・強化 (6) 難病対策の推進 | <p>「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく難病患者への医療費助成制度の円滑な実施や難病患者が社会生活を送る上での悩みや不安を取り除く支援等の充実・強化を図るため、難病対策の推進について提案します。</p> <p>患者の負担軽減及び認定事務の簡素化を図るため、支給認定の有効期間を延長するなどの方策を講じること。</p> <p>また、医療費助成制度や国の基本方針に基づく各種事業が安定的かつ円滑に実施されるよう、必要な予算を確保すること。</p> | 厚生労働省 |
| 11 地域保健福祉の推進 (1) 地域包括ケアシステム構築の推進 | <p>高齢者ケアの需要が一層高まる中において、できるだけ住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳を持って自分らしく生活できる社会が実現できるよう、地域包括ケアシステムの構築の推進方策について提案します。</p> <p>地域包括ケアシステム構築の推進のため、以下の対策を講じること。</p> <p>ア 地域包括支援センターの機能強化と地域支援事業の充実に必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 過疎地域や離島等において、各地域・島ごとに小規模でサービスを展開する必要があることに伴い増大する介護予防・生活支援サービスの運営経費について、必要な財政措置を講じること。</p> <p>また、在宅医療・介護連携等の推進を図るため、他圏域との連携による人材確保等に要する経費について、必要な財政措置を講じること。</p> | 厚生労働省 |
| 11 地域保健福祉の推進 (2) 高齢者の保健福祉の増進 | <p>高齢者が必要とする保健医療・福祉サービスを適時適切に提供していく体制の充実のための支援策について提案します。</p> <p>ア 介護保険制度のサービス提供基盤となる介護施設等の整備について必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 介護報酬における多床室の施設サービス費については、運営に支障が生じないよう、適切な評価を行うこと。</p> | 厚生労働省 |
| 11 地域保健福祉の推進 (3) 介護職員等の確保対策の充実・強化 | <p>当県においては、高齢化が他県と比べて進んでいることや、現在の福祉・介護分野の人材確保が難しい状況から考えると、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していく必要があります。</p> <p>福祉・介護分野に従事する者が、誇りと将来への希望を持って働くことができ、かつ、人材が確保されるような支援策について提案します。</p> <p>ア 福祉・介護分野の総合的な人材確保対策を推進するため、地域医療介護総合確保基金等について、必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 介護職員等の社会的評価及び待遇の向上を図るため、介護職員等のキャリアパスを確立するための施策を推進すること。</p> | 厚生労働省 |
| 11 地域保健福祉の推進 (4) 離島・へき地等における介護保険対策の充実・強化 | <p>介護保険制度が今後も長期にわたり安定的に運営されるよう、離島やへき地等の保険料及び利用者負担の軽減並びに地方負担軽減の支援策等について提案します。</p> <p>ア 離島・へき地等における介護報酬の加算が被保険者及び県、市町村の負担増にならないような財政支援策を創設するとともに、利用者の負担軽減措置を拡充すること。</p> <p>イ 小規模離島においては、介護事業所が提供する介護サービスや介護予防サービス（地域支援事業を含む。）の利用者が少なく、介護事業所の安定的な運営が困難であることから、民間事業者の参入が促進されるよう財政支援策を創設すること。</p> | 厚生労働省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---|--|--------------|
| 11 地域保健福祉の推進 (5) 被災者生活再建支援制度の見直し | <p>被災者生活再建支援法に基づく被災者支援については、同じ自然災害でありながら、全壊世帯数の違いにより制度が適用されない市町村があることや、多数の半壊被害が発生しているにもかかわらず、制度上、支給の対象となっていないことから、被災者の立場に立った制度の見直しを行うとともに、住宅被害がなくても、長期にわたる避難が必要な被災者を支援する制度を整備するよう提案します。</p> <p>被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が被災者生活再建支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直し、支給対象を半壊まで拡大すること。</p> <p>また、被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当しない場合においても、避難が長期にわたり継続する場合には、被災者に対して支援する制度を整備すること。</p> | 内閣府 |
| 11 地域保健福祉の推進 (6) 障害福祉サービス基盤等の整備促進 | <p>障害者の地域生活への移行や就労支援等を推進するための障害福祉サービス基盤の整備及び社会福祉施設等の耐震化・防火対策に向けた整備に要する事業費の確保について提案します。</p> <p>ア 障害者（児）への福祉サービス提供体制の基盤整備の促進障害者（児）への福祉サービスの提供に必要な各種基盤施設の整備について、引き続き十分な財政支援措置を講じること。</p> <p>イ 社会福祉施設等の耐震化・防火対策に向けた整備の促進社会福祉施設等利用者の安全を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備について、引き続き十分な財政支援措置を講じること。</p> | 厚生労働省 |
| 11 地域保健福祉の推進 (7) 生活困窮者自立支援制度に係る財政措置 | <p>生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、平成27年4月に生活困窮者自立支援制度がスタートしました。制度の更なる推進のためには、県をはじめ実施主体である福祉事務所設置自治体の包括的な支援の充実や実施体制の強化が求められることから、制度に係る財政措置について提案します。</p> <p>生活困窮者自立支援制度に基づき個々の生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を行うためには、必須事業と各種任意事業の一体的な実施が必要であることから、任意事業の取組を促進するため、国庫補助率の引き上げなどの財源措置を講ずること。</p> | 厚生労働省 |
| 11 地域保健福祉の推進 (8) 矯正施設退所者の地域生活定着促進事業に係る財政措置 | <p>高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者に対し、退所後直ちに福祉サービス等を提供し、地域生活への定着を支援するため、地域生活定着促進事業に対する財政措置について提案します。</p> <p>地域生活定着促進事業の事業費については、平成27年度から地方負担導入を原則として、当分の間、3/4相当の定額補助とされているが、業務の執行に支障が生じることの無いよう、全額国庫とすること。</p> <p>なお、経費の負担が大きい離島における支援業務については、特段の配慮を行うこと。</p> | 厚生労働省 |
| 12 農村地域、山地の防災・減災対策 | <p>近年、全国各地で台風や集中豪雨、大地震、火山噴火等の大規模自然災害が頻発化・激甚化しており、甚大な被害が発生しています。</p> <p>当県においても、これまで集中豪雨や台風の来襲等により、河川の氾濫や土砂災害等で多くの人的被害が発生したほか、道路、農作物、住家、山地など広範かつ甚大な被害が発生してきました。</p> | 農林水産省 林野庁 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|--------------------|--|------------------------------|
| | <p>については、頻発化・局地化・激甚化する自然災害に対応した農村地域、山地の防災・減災対策の充実・強化が図られるよう、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 農村地域の防災・減災対策に必要な予算を安定的に確保すること。 (2) 山地の防災・減災対策に資する治山事業の推進に必要な予算を安定的に確保すること。</p> | |
| 13 火山の観測・研究体制の充実 | <p>当県は、全国に111ある活火山のうち11を有する火山県であり、桜島、諏訪之瀬島では噴火警戒レベル3（入山規制）が発表されているなど、火山活動が活発であることから、火山観測・研究体制について、より一層の充実強化が図られるよう提案します。</p> <p>(1) 常時観測火山及び重点火山への観測機器の増設を行うこと。 (2) 霧島山に研究者が常駐する観測所を設置すること。</p> | 気象庁 文部科学省 内閣府 |
| 14 地震・津波観測体制の整備等 | <p>県民の生命及び財産の保護を図るため、離島を含め、県全域の地震・津波に関する観測体制の充実・強化が促進されるよう提案します。</p> <p>(1) 県全域で地震・津波観測体制の充実・強化を図ること。 (2) 特に、奄美群島周辺は従来から地震活動が活発であり、南西諸島海岸沿いでの大きな地震、津波の発生も懸念されていることから、各島に津波観測計を設置すること。 (3) 迅速かつ的確な防災情報の提供に努めること。</p> | 内閣府 消防庁 文部科学省 気象庁 |
| 15 第十管区海上保安本部の体制強化 | <p>第十管区海上保安本部は、南九州周辺から東シナ海に及ぶ南北約700キロメートル、東西約1,000キロメートルの広大な海域を管轄区域として、海洋秩序の維持、海難の救助、海上防災・海洋環境の保全、海上交通の安全確保などの業務に取り組み、県民の安心・安全に多大な役割等を果たされております。</p> <p>本年2月には、鹿児島海上保安部に巡視船「あかつき」が配属され、鹿児島港を基地とし、領海警備、海難救助、自然災害への対応などの海上保安業務の実施体制が整えられたところです。</p> <p>最近の緊迫する国際情勢の中、尖閣諸島をはじめ南九州や東シナ海の海上の安全及び治安の確保が一層求められており、奄美海上保安部につきましても、ヘリ搭載型巡視船の配備など、第十管区海上保安本部の人員や装備等の更なる強化を提案します。</p> <p>県民の安心・安全を確保するため、奄美海上保安部へのヘリ搭載型巡視船の配備を含め、第十管区海上保安本部の更なる体制強化を図ること。</p> | 国土交通省 海上保安庁 |
| 16 漂流木処理制度の確立等 | <p>平成28年9月に当県に上陸した台風第16号により、鹿児島湾に大量の漂流木が発生し、第十管区海上保安本部、九州地方整備局、地元の建設会社及び漁協などの協力により、速やかに約13,000本を回収しましたが、回収までの間、薩摩半島と大隅半島を結ぶ海上交通や鹿児島湾内の漁業にも大きな影響を及ぼしたところです。</p> <p>一方、漂流木の回収・処分等に関しては、漂着木と異なり、処理主体、費用負担等が明確になっていないことから、県では多額の費用を負担しました。</p> <p>また、平成21年9月初旬から10月上旬にかけて、国外で発生したと思われる漂流木が、黒潮の潮流によって大量に大隅海峡付近海域に流入した結果、鹿児島～種子島・屋久島航路の高速船が10日間に渡り欠航し、海上交通の確保に大きな支障が生じるとともに、同地域の観光、漁業などに大きな影響を与えたため、関係機関と連携して約4,000本を回収し、同様に多額の費用を負担しました。</p> | 内閣府 国土交通省 農林水産省 環境省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|--------------------|---|-----------------------|
| | <p>国においては、海洋ごみ（漂着ごみ・漂流ごみ・海底ごみ）に対し、様々な対策を講じていますが、海域の広い当県では、県での迅速な対応は困難であるとともに、災害を起因とする漂流木の回収等に不十分な面があります。</p> <p>よって、漂流木の回収・処分等に関して、適切な漂流木処理制度の確立等を提案します。</p> <p>漂流木は、海上交通の確保や観光、漁業などに多大な影響を与えるため、国において迅速に対応するとともに、県・市町村が回収等を行った場合の財政支援を拡充するなど、適切な漂流木処理制度を確立すること。</p> | |
| 17 水俣病対策の推進 | <p>水俣病対策に係る多大な財政負担が恒常的に生じている中、水俣病の認定申請が増加していることから、水俣病の発生拡大の防止について責任を有しない当県の立場を踏まえ、水俣病対策の推進について提案します。</p> <p>(1) 水俣病対策に係る当県の費用負担の軽減</p> <p>ア 申請者医療事業（治研手帳）の費用負担を軽減すること。</p> <p>イ 水俣病総合対策医療事業（医療手帳・水俣病被害者手帳）の費用負担を軽減すること。</p> <p>(2) 水俣病認定業務の円滑な実施</p> <p>ア 国による常設の検診機関を設置すること。</p> <p>イ 検診医の確保に向けた環境を整備すること。</p> | 環境省 総務省 |
| 18 廃棄物・リサイクル対策等の推進 | <p>循環型社会の形成に不可欠なインフラである廃棄物処理施設の設置への支援制度の拡充や、離島対策として家電や自動車リサイクルに係る輸送コスト低減のための支援及び海岸漂着物等対策の推進等について提案します。</p> <p>(1) 廃棄物処理対策の推進</p> <p>ア 市町村の一般廃棄物処理施設整備に係る支援制度の拡充を図り、市町村の所要額を確保すること。</p> <p>イ 産業廃棄物最終処分場の設置許可について、一定期間内に着工しない場合は、許可が失効する等、設置許可を永続させないような制度とすること。</p> <p>(2) 家電リサイクルに係る離島対策等の推進</p> <p>ア 家電リサイクルの離島地域における収集運搬料金が住民の過重な負担とならないよう、指定引取場所の設置、離島対策事業協力制度の継続及び収集運搬料金の負担軽減措置の要件緩和など特段の措置を講じること。</p> <p>イ 家電リサイクル料金の前払い制度の導入を図ること。</p> <p>(3) 自動車リサイクルに係る離島対策等の推進</p> <p>自動車リサイクルの離島地域における海上輸送経費の住民の負担軽減について、特段の措置を講じること。</p> <p>(4) 小型家電リサイクルに係る離島対策等の推進</p> <p>小型家電リサイクルの離島地域における海上輸送経費の市町村の負担軽減について、特段の措置を講じること。</p> <p>(5) 海岸漂着物等対策の推進</p> <p>海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等地域対策推進事業について、同法の規定等を踏まえ、所要額を確保すること。</p> | 環境省 国土交通省 経済産業省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|--|---|------------|
| 19 自然保護対策の推進 (1) 世界遺産の島・屋久島の保護管理対策の推進 | <p>世界遺産登録地である屋久島においては、観光客や登山者の山岳部への集中による登山道の荒廃等が生じており、適切な保護及び管理対策の一層の推進について提案します。</p> <p>ア 山岳部の適正利用の推進 山岳部の適正利用を図るため、必要な対策を講じること。</p> <p>イ ヤクシカによる生態系被害対策の推進 ヤクシカによる生態系被害対策を講じること。</p> | 環境省 林野庁 |
| 19 自然保護対策の推進 (2) 重要地域等の保全対策の推進 | <p>ラムサール条約湿地に登録されている出水ツルの越冬地や、薩摩川内市藺牟田池、屋久島永田浜などの貴重な動植物が生息する重要地域や、独自の生態系を有する島嶼地域における、貴重な自然環境の保全や持続的な利用の取組について提案します。</p> <p>また、特定外来生物に指定されているヒアリやアカカミアリについては、一旦定着すると根絶が困難なことから、国内への定着防止が図られるよう提案します。</p> <p>ア 出水ツルの越冬地の自然環境保全対策及び利活用の推進 出水ツルの越冬地について、自然環境保全と持続可能な利用の推進にあたって助言・指導を行うこと。</p> <p>イ 藺牟田池の自然環境保全対策の推進 国内希少野生動植物種に指定されているベッコウトンボが数多く生息する薩摩川内市藺牟田池について、自然環境保全対策や普及啓発などに対する積極的な措置を講じること。</p> <p>ウ ウミガメ保護対策の推進 (ア) 当県によるウミガメ保護対策への財政支援等ウミガメの保護について、国が積極的な措置を講じること。 (イ) 特に重要な屋久島永田浜について、ウミガメの調査・保護活動を行っている地元団体に対する支援とウミガメの保護管理体制づくりに積極的に関与すること。</p> <p>エ 外来種対策の推進 (ア) 当県には独自の生態系や数多くの固有種を有する島嶼が多く存在し、国外のみならず、日本国内あるいは県内他地域からの外来種が侵入することにより、深刻な影響を受けやすいことから、外来種対策に係る積極的な普及啓発や必要な財源の確保を図ること。 (イ) 特に特定外来生物に指定されているヒアリやアカカミアリについて、生態系や農業、人体への被害が懸念されていることから、国による徹底した防除やモニタリング調査の実施により、国内への定着防止を図ること。</p> | 環境省 |
| 19 自然保護対策の推進 (3) 有害鳥獣の捕獲の推進 | <p>国立公園である霧島山系や世界遺産登録地である屋久島等においては、シカによる生態系被害や農林業被害が著しいため、国立公園や国有林内でのシカの捕獲の推進について提案します。</p> <p>また、鳥獣保護管理法の施行により創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」に基づく指定管理鳥獣の捕獲や生息状況調査、専門的捕獲従事者の育成に係る必要な予算を確保するとともに、更なる都道府県の負担軽減が図られるよう提案します。</p> <p>ア 国立公園や国有林におけるシカの捕獲の推進 国立公園や国有林におけるシカの捕獲について、国が積極的に取り組むこと。</p> | 環境省 林野庁 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|----------------|--|------------|
| | <p>イ 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進</p> <p>鳥獣保護管理法の施行に伴い創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」に基づく指定管理鳥獣の捕獲や生息状況調査、専門的捕獲従事者の育成に必要な予算を確保するとともに、更なる都道府県の負担軽減を図ること。</p> | |
| 20 地球温暖化対策等の推進 | <p>地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる重要な問題であり、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地球温暖化対策及び地球温暖化に付随する諸問題の対策について、一層の充実・強化を図られるよう提案します。</p> <p>また、大陸からの越境大気汚染と考えられる微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントによる大気汚染や健康影響が懸念されるため、監視体制の充実・強化に係る積極的な財政支援措置を講じられるよう提案します。</p> <p>(1) 2050年カーボンニュートラルに向けた取組等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国においては、地球温暖化対策の推進に関する法律及び地球温暖化対策計画に規定された地方公共団体の責務や基本的役割（地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進など）が十分担えるよう支援すること。 特に、2050年カーボンニュートラル実現のための県の計画等を策定するにあたっては、温室効果ガス排出量の削減目標や再生可能エネルギー利用促進目標の設定等の考え方等についての技術的助言など、十分な支援を行うこと。 ・ 「地域脱炭素ロードマップ」については、脱炭素先行地域のみならず、脱炭素地域づくりを目指す全ての意欲ある地域や主体も支援していくことが重要であることから、省エネルギー対策の更なる推進など、地域の実情に合わせた幅広い取組を継続的に支援するための省庁を横断した柔軟で十分な規模の総合的な交付金を創設すること。また、国庫補助事業の地方負担分や地方単独事業に対しても、地方財政措置を確実に講じること。 ・ 省エネ家電、省エネ住宅、エコカー等の普及や中小企業が行う省エネルギー対策の充実、県地球温暖化防止活動推進センターが行う普及・啓発活動の促進など、実効性のある地球温暖化対策を推進するため、所要の事業費を確保すること。 ・ 気候変動適応については、当県の気候変動適応計画に係る取組等の推進、地域気候変動適応センターの運営等について、国において十分な財源措置を講ずるとともに技術的援助の強化を図ること。 <p>(2) 自然生態系の変化に係る調査・研究等の推進</p> <p>本来南方に生息しているヤンバルトサカヤスデやオニヒトデ、キオビエダシャク等の異常発生メカニズムや影響の程度、効果的な駆除対策等についての調査・研究を行うとともに、財政支援措置の充実を図ること。</p> <p>(3) 微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントに係る監視体制に対する財政支援措置の充実</p> <p>PM2.5や光化学オキシダントに係る監視体制を充実・強化するため、各自治体を実施する測定機器の整備、機器の更新及びその運用に対する財政支援措置を講じること。</p> | 環境省 林野庁 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|--------------------|---|-----------------------|
| 21 自然公園施設の整備促進 | <p>当県においては、健康の増進や自然とのふれあいを推進するとともに、すぐれた自然環境の保全を図るため、国立公園等における登山歩道、標識、トイレ等の施設整備や適正管理に取り組んでいるところです。</p> <p>つきましては、今後の更なる自然公園施設の整備促進について提案します。</p> <p>(1) 国立公園内の国が事業を行うとしている地区（特別保護地区、第1種特別地域など）において、三位一体改革前に県が整備した施設についても、国の直轄事業として改修及び維持管理すること。</p> <p>また、当県への所要の直轄事業費が確保されること。</p> <p>(2) 国、県、関係団体等で構成される「屋久島世界遺産地域連絡会議」等において、今後の施設整備や既存施設の管理のあり方について、国の役割を明確にすること。</p> | 環境省 |
| 22 ツル保護対策の充実 | <p>出水地区に1万羽以上飛来する「ツル」の食害対策や、給餌、休遊地の確保及びねぐらの整備などのツル保護対策が実施されてきたところですが、平成22年度以降、高病原性鳥インフルエンザが発生しており、感染拡大防止や種の保存へ向けた取組がさらに求められています。</p> <p>今後とも、人間の生活とツル保護との調和を図られるよう、提案します。</p> <p>(1) ツルの新越冬地形成と国際的な連携の取組の推進 ツルの国内での新越冬地形成及び鳥インフルエンザに係る国際的な連携の取組を推進すること。</p> <p>(2) 防疫資機材の整備等への財政支援等 鳥インフルエンザの感染拡大を防止するため、防疫資機材の整備等に対する財政支援等を行うこと。</p> <p>(3) ツル保護管理事業の充実 国指定出水・高尾野鳥獣保護区におけるツル保護管理事業予算を充実すること。</p> <p>(4) 食害対策事業の充実 食害対策事業費の確保と休遊地借上料の改善を図ること。</p> | 文部科学省 環境省 |
| 23 ジオパークに関する取組への支援 | <p>当県には、日本ジオパーク認定を受けた「霧島ジオパーク」、 「桜島・錦江湾ジオパーク」、 「三島村・鬼界カルデラジオパーク」があり、地域活性化に向け、観光や教育等様々な分野において継続的な取組が行われています。</p> <p>また、「霧島ジオパーク」と「桜島・錦江湾ジオパーク」においては、世界ジオパーク認定を目指した取組が進められています。</p> <p>ジオパークは、自然環境の保全や訪日外国人旅行者数4千万人を目指す我が国の「明日の日本を支える観光ビジョン」の実現にも資するものであることから、ジオパークの取組に対する支援を提案します。</p> <p>(1) ジオパークの意義等やジオパークに認定された地域に関する情報を国内外へ積極的に発信すること。</p> <p>(2) ジオパークに認定された地域における自然景観や地質遺産の保護・保全、観光や教育等への活用などの継続的な取組に対する財政支援の充実を図ること。</p> <p>(3) 世界ジオパーク認定を目指す地域における取組が円滑に進むよう必要な支援を行うこと。</p> | 内閣官房 ・内閣府 文部科学省 |
| 24 国立公園満喫プロジェクトの推進 | <p>環境省が進めている「国立公園満喫プロジェクト」について、霧島錦江湾国立公園において、ウィズコロナ・アフターコロナの観点での誘客に係る取組の充実を提案します。</p> | 環境省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|-------------------|--|-----|
| | <p>ウィズコロナ・アフターコロナの観点での誘客に係る取組の充実 霧島錦江湾国立公園について、ウィズコロナ・アフターコロナの観点での誘客の推進を図るため、所要の事業費を確保し、「ステップアッププログラム2025」に基づく具体的取組の充実を図ること。</p> | |
| 25 森林整備・林業振興対策の推進 | <p>スギ・ヒノキの人工林資源が本格的な利用期を迎えている中、カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するためには、森林資源の循環利用を図りつつ、森林資源のフル活用に向けて、バランスの取れた木材需要を創出し、需要に応じた安定供給体制を確立することに加え、林業の生産性の向上を図るとともに、林業の担い手の確保・育成を進めていく必要があります。</p> <p>また、地球温暖化防止など、森林の有する公益的機能を発揮させるためには、多様で健全な森林づくりなどの取組を通じて森林の適正な整備・保全を図ることが重要となっています。</p> <p>このような状況に対処するため、次の施策について提案します。</p> <p>(1) 林野公共事業の推進 森林整備・治山事業について、計画的な事業の実施を推進するため、森林整備保全事業計画の着実な推進を図るとともに、所要の事業費を確保すること。 また、桜島地区への直轄治山事業 費を確保すること。</p> <p>(2) 間伐に関する総合的対策の推進 間伐の実施や間伐材の生産・利用をより一層促進するため、間伐に関する総合的対策を推進するとともに、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(3) 再造林に関する総合的対策の推進 将来にわたる木材の安定供給や森林の有する公益的機能の持続的な発揮を図るため、森林所有者負担の軽減及び優良苗木の安定供給体制の構築など、再造林に関する総合的対策を強化するとともに、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(4) 林業担い手の確保・育成対策の推進 森林資源の循環利用を促進するため、新規就業の促進や「緑の雇用」事業の充実、労働安全衛生対策の強化など、林業担い手の確保・育成に関する総合的対策を強化するとともに、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(5) 木材の安定供給体制の構築 豊富な森林資源を積極的に循環利用していくため、高性能林業機械や木材加工流通施設の整備に加え、非住宅建築物等への木材利用が期待されるJAS構造材等の生産・供給体制の構築に関する対策を強化するとともに、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(6) 地域材の利用拡大 利用期を迎えているスギ・ヒノキの人工林資源の有効活用と地域の木材需要を喚起するため、地域材を利用した公共建築物等の整備や民間における非住宅建築物等の木造化・木質化、CLTの普及推進や木質バイオマスの有効利用など、地域材の利用拡大に関する対策を強化するとともに、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(7) 木材・木材製品の輸出拡大 付加価値の高い製材品等の輸出環境の整備を図るため、相手国の建築関係法令などの調査・分析を進め、現場への情報提供や国際競争力の高い木材加工施設の整備など輸出拡大に関する対策を強化するとともに、所要の事業費を確保すること。</p> | 林野庁 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|--------------------------------|---|--------------|
| | <p>(8) TPP11及び日EU・EPA, RCEPの協定発効を踏まえた体質強化対策の推進 日本産木材製品の競争力を高めるため、加工施設の効率化や競争力のある製品への転換、効率的な林業経営が実現できる地域における原木供給の低コスト化等を推進するなど総合的な対策を強化するとともに、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(9) 松くい虫被害対策の推進 重要な松林における松くい虫防除の徹底を図るため、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(10) 林業普及指導事業の推進 林業担い手の確保・育成、林業技術の改善や林業経営の合理化など林業普及指導事業の役割はますます重要になっていることから、同事業の充実を図り、所要の事業費を確保すること。</p> | |
| 26 森林整備法人への支援 | <p>森林整備法人の経営については、分収林契約に基づく仕組みの中で、木材価格の低迷など厳しい経営状況に直面しています。</p> <p>とりわけ、屋久島における分収林は、国有林のみを対象とした特異な形態であることや屋久島が世界自然遺産に登録されたことから、分収林設定時には予想できなかった経営環境となりつつあり、現行枠組での自主的な経営改善努力のみでは、分収林事業を維持し続けることが困難な状況となっていることから、森林整備法人の経営安定化を図るための支援について提案します。</p> <p>(1) 地方公共団体への財政支援の拡充 森林整備法人の経営安定化を図る地方公共団体への財政支援を拡充すること。</p> <p>(2) 経営安定化のための支援対策の強化 令和4年度で期限を迎える利用間伐推進資金の期間延長又は新たな資金の創設による既往借入金償還の円滑化や、分収林契約の変更に係る支援制度の充実など、経営安定化のための支援対策を強化すること。</p> <p>(3) 屋久島における分収林管理の見直し 屋久島における分収林管理については、引き続き公社の主体性を高めつつ、将来的には抜本的な見直しを検討すること。</p> | 林野庁 |
| 27 森林・山村対策等に係る地方財政措置等の充実 | <p>近年の山村を取り巻く厳しい状況を打開していくため、森林の有する多面的機能を持続的に発揮する多様で健全な森林の整備や山村地域の振興が着実に図られるよう提案します。</p> <p>(1) 森林整備地域活動支援対策の充実 森林整備地域活動支援対策において、森林整備地域活動支援交付金の交付対象を拡充するとともに、地方財政措置の充実を図ること。</p> <p>(2) 森林吸収源対策等の推進などに係る地方財政措置の充実林地台帳の運用、林業担い手対策、森林整備の推進に係る市町村の役割強化のため、地方財政措置の充実を図ること。</p> | 林野庁 総務省 |
| 28 水産業振興対策の推進 (1) 沿岸漁業対策の推進 | <p>当県の水産業を取巻く情勢は、漁業生産量の減少や燃油価格の高騰による漁業経営の不安定化、漁業就業者の減少・高齢化など厳しい状況が続いていることから、次の事項について提案します。</p> <p>ア 漁業経営安定対策の推進</p> | 農林水産省 水産庁 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---|---|---------------------------------|
| | <p>沿岸漁業については、漁獲量の減少、燃油や餌飼料などの必要経費の増大により漁業経営が圧迫されているため、漁業経営の維持が図られるよう「漁業経営セーフティネット構築事業」の安定的な運用に必要な予算を確保するとともに、積立金申請期間の柔軟化（複数回の積み立て期間の設定）を行うこと。</p> <p>また、漁業者が将来にわたって漁業資源を持続的に利用できるよう、TAC（漁獲可能量）魚種の拡大等にあたっては、漁業者の意見を聞くとともに漁業収入安定対策事業等を充実すること。</p> <p>さらに、国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い漁業経営が影響を受けていることから、早期に国際的な漁獲枠が拡大されるよう、引き続き関係各国への働きかけを行うこと。</p> <p>イ 担い手の育成・確保に係る予算確保と拡充</p> <p>「経営体育成総合支援事業」については、長期研修希望者全員が研修を受講できるよう、予算の確保・拡充を図ること。また、新規漁業就業者の初期投資の負担軽減を図るため、就業後、一定期間の給付金制度を充実するなど、新規漁業就業者の確実な定着に資する施策の強化を図ること。</p> | |
| <p>28 水産業振興対策の推進 (2) 漁業生産活動に必要な施設整備等の推進</p> | <p>当県の水産業を持続的に発展させていくためには、漁業生産活動に必要な施設の整備が課題となっており、また、台風等の自然災害が多発する当県においては、漁船の安全確保や安心して生活が営める集落の環境整備が喫緊の課題であることから、次の事項について提案します。</p> <p>ア 漁村活性化対策の推進</p> <p>「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力再生広域プラン」による漁業構造改革、水産業競争力強化の取組について、引き続き取組への支援策の維持・拡充を図ること。</p> <p>イ 水産関係地方公共団体交付金及び水産公共事業の所要額の確保</p> <p>担い手の確保・育成や漁業生産基盤の整備などを推進するため、水産関係地方公共団体交付金の所要額を確保すること。</p> <p>また、漁港・漁場・漁村や海岸の整備等に係る水産公共事業の一層の推進を図るとともに、所要の事業費を確保すること。</p> <p>ウ 種子島周辺漁業対策事業の拡充</p> <p>種子島周辺漁業対策事業の更なる事業費枠の拡大とロケット打上げ基地を有する当県への所要の事業費を確保すること。</p> | <p>農林水産省 ・水産庁 文部科学省</p> |
| <p>28 水産業振興対策の推進 (3) 養殖業対策の推進</p> | <p>当県は、日本一の養殖ブリ・カンパチ等の産地となっていますが、これら魚類養殖は、魚価低迷や餌飼料価格の高騰等により大変厳しい状況にあります。また、食の安心・安全に対する消費者ニーズへの的確な対応など、生産から流通に至る取組が強く求められています。さらに、当県海域においては、毎年のように赤潮が発生しており、甚大な被害を被った際の対策が強く求められています。</p> <p>ついでには、当県の基幹漁業である養殖業の経営安定及び安心・安全な水産物の安定的な供給が図られるよう、次の事項について提案します。</p> <p>ア 漁業経営セーフティネット構築事業の養殖用配合飼料価格安定対策事業については、国の積立割合の見直しを行うなど、更なる制度の充実を図ること。</p> <p>イ 「積立ぶらす」制度については、採算ベースと補てん範囲が乖離し、十分な補てんが受けられない状況であることから、養殖経営の実態に即した見直しや拡充を行うこと。また、不漁や魚価の低迷、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などを踏まえ、十分な予算措置を行うこと。</p> | <p>農林水産省 ・水産庁</p> |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---|---|------------------|
| | <p>養殖生産数量ガイドラインに示された取組については、生産目標数量が達成できるよう関連する制度等、更なる充実を図ること。</p> <p>ウ 生餌等の国産餌飼料の安定確保対策及び安価な飼料開発等の充実・強化を図ること。</p> <p>エ 有害赤潮の発生メカニズムの解明及び漁業被害防止技術の開発並びに実用化を早期に図ること。</p> <p>オ 養殖業の成長産業化を実現するため、ブリ類種苗の人工種苗生産技術の高度化を図ること。</p> <p>また、人工種苗の供給体制の増強・再構築のため、早期種苗の生産や増産に対応した施設整備に必要な予算を確保・拡充すること。</p> <p>併せて、人工種苗の普及を図るため、人工種苗に適応した共済制度加入の仕組みを構築すること。</p> | |
| <p>28 水産業振興対策の推進</p> <p>(4) かつお・まぐろ漁業経営安定対策の拡充・強化</p> | <p>かつお・まぐろ漁業を取り巻く内外の諸情勢は、大型まき網漁船の増隻などに伴う世界の漁獲能力増大により、資源状態が一層悪化するなど、深刻な状況にあります。</p> <p>については、資源の持続的な利用を確保し、遠洋まぐろはえ縄漁業及び遠洋かつお一本釣り漁業の経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について提案します。</p> <p>ア まぐろ類資源の回復及び持続的利用を図るため、各地域漁業管理機関による資源及び漁業の管理を推進すること。</p> <p>イ かつお・まぐろ漁業の維持・継続を図るため、国際競争力の強化対策を推進すること。</p> | <p>農林水産省・水産庁</p> |
| <p>28 水産業振興対策の推進</p> <p>(5) 水産物の流通・加工・販売対策の推進</p> | <p>水産物の輸入については、国内漁業への影響が生じないよう配慮するとともに、輸出について、手続きの簡素化等、輸出に取り組みやすい環境の整備を提案します。</p> <p>ア 水産物の秩序ある輸入</p> <p>W T O水産物交渉においては、国内漁業への影響が生じないよう配慮するとともに、関税率の撤廃又は引下げを行わないこと。</p> <p>E P A（経済連携協定）・F T A（自由貿易協定）の各交渉に関しても、我が国漁業に影響が生じないよう十分配慮すること。</p> <p>イ 水産物の輸出促進施策の強化と輸出環境の整備</p> <p>水産物輸出について、マーケティング調査やマーケットインの商品開発などの輸出促進の取組に対する支援策の強化を図ること。</p> <p>また、輸出相手国への輸出条件の緩和要請や輸出相手国のニーズに対応した水産加工施設等の整備に対する支援の強化を図ること。</p> | <p>農林水産省・水産庁</p> |
| <p>29 養鰻業の振興</p> | <p>当県の養殖ウナギ生産量は全国一位ですが、近年、国内外におけるウナギ資源の減少が危惧され、国際的な資源管理措置の取組がなされており、平成27年6月からはウナギ養殖業は許可制となっているところです。</p> <p>については、シラスウナギ不漁等により、厳しい経営状況にある養鰻業者の経営対策、及び安定的な種苗確保に向けたウナギ資源の保護・増殖対策等として、次の事項について対策を講じられるよう提案します。</p> <p>(1) ウナギ資源の実態調査や不漁の原因究明などの調査・研究を推進すること。また、下りウナギの保護や石倉増殖礁の整備など、ウナギ資源保護対策を推進するとともに、資源保護意識の醸成・向上を図ること。</p> | <p>農林水産省・水産庁</p> |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---|---|------------------------------------|
| | <p>(2) シラスウナギ人工種苗量産技術の早期確立を図ること。</p> <p>(3) ウナギ資源の持続的利用のため、国際的な資源管理の取組を一層推進すること。</p> | |
| <p>30 観光振興対策の推進</p> | <p>当県では、世界遺産を生かした国際基準の観光地づくりを推進しており、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、データ分析等に基づく誘客促進や、国内外へのプロモーションの展開、海外クルーズ船の誘致促進などにも積極的に取り組んでいるところです。</p> <p>つきましては、今後の更なる観光誘致強化のための取組に対する支援について提案します。</p> <p>(1) 6月10日に外国人観光客の受入が再開されたところであるが、新型コロナウイルスの感染状況を見極めつつ、外国人観光客を日本へ呼び込むための施策や全国各地へと誘導する施策について積極的に講じること。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、外国語標識や無料公衆無線LAN環境の普及促進など、外国人観光客の訪問時・滞在時の利便性向上を図るための取組を支援すること。</p> | <p>観光庁 財務省 総務省 外務省</p> |
| <p>31 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (1) 担い手確保・育成支援施策の推進</p> | <p>農業の国際化の進展や生産構造の脆弱化に対応するために、優れた担い手の確保・育成や女性農業者の活躍推進、農業法人等の労働力の確保に対する支援策について、次のとおり提案します。</p> <p>ア 新規就農者や認定農業者等担い手の経営安定を図るため、「地域計画」(人・農地プラン)の策定など担い手のニーズに即した地域段階での取組や、「農業経営・就農支援センター」の取組、生産の効率化に向けた機械・施設整備、農業次世代人材投資資金、新規就農者育成総合対策のために必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 中小・家族経営など多様な経営体については、それぞれの地域の農業生産や地域社会の維持に努めていることから、事業要件の緩和など生産基盤の強化や産業政策・地域政策両面からの支援について充実・強化すること。</p> <p>ウ 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境を整備するため、地域の実情に応じて、女性の活躍推進に必要な予算を引き続き確保すること。</p> <p>エ 外国人技能実習及び特定技能に係る制度の円滑な運用に努めるとともに、農業分野で活用できる資格取得に係る支援等に必要な予算を確保すること。</p> <p>オ 農福連携は農業労働力確保などの観点から重要な取組であるため、農福連携の定着に向けた専門人材の育成や障害者等の農作業体験など、継続的な取組及び予算を確保すること。</p> | <p>農林水産省</p> |
| <p>31 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (2) 担い手への農地集積の推進</p> | <p>優良農地を確保するとともに、効率的な利用を推進し、農業生産力の維持向上を図るため、「農地中間管理事業」が実効性のある制度となるよう、次のとおり提案します。</p> <p>農地中間管理事業を安定的に実施できるよう、農地中間管理機構の活動や機構集積協力金などに必要な予算を十分確保するとともに、地方に新たな財政負担を生じさせないこと。</p> <p>また、中山間地域等担い手が不足している地域の農地の集積・集約を加速化させるため、農地中間管理事業において担い手への協力金を創設するなど必要な改善を行うこと。</p> <p>さらに、令和4年度に創設された「遊休農地解消緊急対策事業」については、継続的に実施すること。</p> | <p>農林水産省</p> |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---|---|-------|
| 31 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (3) 農業保険の円滑な推進 | <p>農業経営の安定化のため、農業保険の円滑な推進について、次のとおり提案します。</p> <p>農業保険について、加入者の拡大に向けて、引き続き制度の周知に努めるとともに、農業共済組合が行う加入拡大に向けた取組や事業運営に必要な予算を確保すること。</p> <p>また、特に収入保険の加入推進活動に係る経費の計上に当たっては、中山間地域や離島を多く抱えるといった地理的条件に十分配慮すること。</p> <p>なお、農業保険の見直しを行う際には、農業者のニーズや関係団体の意見を十分に踏まえること。</p> | 農林水産省 |
| 31 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (4) 生産性の高い水田農業対策の推進 | <p>平成30年産から行政による生産数量目標の配分が廃止されたことから、生産者等の自らの経営判断や販売戦略に基づく需要に応じた米の生産が行える状況となるよう取組を進めるとともに、水田を最大限に活用した生産性の高い水田農業の実現や、農家の経営安定が図られるよう、次のとおり提案します。</p> <p>ア 需要に応じた米生産の推進と水田農業を支える担い手の経営安定を図るため、米価下落が続いた場合でも再生産可能な所得が確保されるよう、必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 生産性の高い水田農業を確立するため、焼酎麴用米等の加工用米の生産拡大や飼料用米のほ場の団地化、野菜、さつまいもなど地域の特色ある産地づくりに加え、水稻と他作物との組み合わせによる水田フル活用に向けた支援施策に必要な予算を確保すること。</p> <p>ウ 主要農作物については、引き続き生産者への種子の安定供給が図られるよう、必要な予算を確保すること。</p> | 農林水産省 |
| 31 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (5) 農山漁村の6次産業化の推進 | <p>政府は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、いわゆる六次産業化・地産地消法に基づく基本方針において「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出に関する施策を講じ、農林漁業の6次産業化を強力に推進する。」とされています。</p> <p>ついては、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する支援体制の整備について、次のとおり提案します。</p> <p>6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善の取組をサポートするためには、個々の発展段階に応じたきめ細やかな支援が必要であることから、県段階に設置している農山漁村発イノベーションサポートセンターの行う業務内容や支援対象について、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるようにし、そのために必要な予算を確保すること。</p> | 農林水産省 |
| 31 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (6) 農業委員会制度の充実 | <p>農業委員会は、地域農業の発展等に重要な役割を果たしていることから、農業委員会がその役割を発揮できるよう、次のとおり提案します。</p> <p>農業委員会制度については、農業委員や農地利用最適化推進委員による担い手への農地集積など、農業委員会としての役割を発揮できるよう、農地の利用意向調査や農地利用最適化推進委員の研修等を支援する機構集積支援事業等について、必要な予算を確保すること。</p> | 農林水産省 |
| 31 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (7) GAPの推進 | <p>農業における生産工程管理の取組であるGAPについては、これを実施することにより、生産管理や効率性の向上が図られるとともに、農業者自身や従業員の経営意識の向上にもつながる効果があることから、GAPの取組の拡大に向けて、次のとおり提案します。</p> | 農林水産省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---|---|-----------------------|
| | <p>ア 国際水準GAPをはじめGAPが広く国民に理解され、生産者のGAP取得に向けた取組が更に促進されるように取り組むこと。</p> <p>イ 国際水準GAP指導體制の充実等を図るため、県が行う普及職員等のGAP指導員資格の取得・更新に対して、引き続き予算を確保すること。</p> <p>さらに、GAP指導員資格の有効期限の延長や更新手続きの簡素化など、GAP指導員を継続的に確保しやすい環境づくりを行うこと。</p> <p>また、農業教育機関におけるGAP教育に必要な環境整備等を行うために必要な予算を確保すること。</p> <p>ウ 国際水準GAPの認証取得に係る生産者への支援措置について、継続して必要な予算額を確保するとともに、更新も対象となるように拡充を図ること。</p> | |
| <p>31 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (8) 加工食品等の原料原産地表示制度の着実な推進</p> | <p>消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するため、加工食品等の原料原産地表示制度の着実な推進について、次のとおり提案します。</p> <p>ア 加工食品の原料原産地表示については、「食品表示基準」により全ての品目を対象に重量割合上位1位の原材料の産地表示が義務付けられており、加工事業者等における取組が着実に進展するよう、引き続き普及・啓発に努めること。</p> <p>イ 外食については、国が定めた「外食における原産地表示に関するガイドライン」に基づく事業者の取組を促進すること。</p> | <p>消費者庁 農林水産省</p> |
| <p>31 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (9) 農業関係試験研究の推進</p> | <p>当県農業の発展を支える新しい農業技術の開発を推進するため、次のとおり提案します。</p> <p>『『知』の集積と活用によるイノベーション創出推進事業』等の公募型試験研究事業については、サツマイモ基腐病の総合的防除対策の確立や、労働力不足等に対応したスマート農業の実装の更なる加速化、当県農業の中核を担うさつまいも、茶、花き、畜産等の生産性向上、輸出への対応技術など、生産現場に即した課題を積極的に採択するとともに、円滑な事業実施に必要な予算を確保すること。</p> | <p>農林水産省</p> |
| <p>31 「攻めの農林水産業」への適切な対応 (10) スマート農業の推進</p> | <p>当県の基幹産業である農業の持続的発展を図るためには、効率的かつ安定的な経営の実現を目指す担い手を確保・育成する必要があることから、「鹿児島県スマート農業推進方針」(H31.3月)に基づき、超省力・高品質生産を実現する農業の展開を進めているところです。</p> <p>このため、経営規模の拡大、生産コストの削減及び省力化を図るためのロボット技術、ICT等の先端技術を活用したスマート農業の導入・普及を進めることが重要であることから、次のとおり提案します。</p> <p>ア スマート農業の導入を推進するため、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「担い手確保・経営強化支援事業」等によるスマート農機等の生産基盤の整備などに必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 公募型試験研究事業については、スマート農業の実装の更なる加速化など、生産現場に即した課題を積極的に採択するとともに、円滑な事業実施に必要な予算を確保すること。</p> <p>ウ 地域特産品目のスマート農業の実装化を図るため、ロボット技術、ICT等の先端技術を活用した農業技術の開発・改良などに必要な予算を確保すること。</p> | <p>農林水産省</p> |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|--------------------------------|---|-------|
| 32 地域農政の推進 (1) 食育の推進 | <p>国においては、「第4次食育推進基本計画」が令和3年3月に策定され、食育に関する施策を総合的に推進されているところです。</p> <p>健全な食生活が求められる中、当県においても農業県であることを生かし、今後とも食育の多様な取組を強力に推進していくことが重要であるため、次のとおり提案します。</p> <p>地域の食育推進計画に基づく施策の着実な推進にあたり、要望した市町・団体が確実に食育活動に取り組めるよう、引き続き必要な予算を確保すること。</p> | 農林水産省 |
| 32 地域農政の推進 (2) 日本型直接支払制度の推進 | <p>農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための地域の共同活動や中山間地域等における農業生産活動等に対する支援策について、次のとおり提案します。</p> <p>農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るためには、「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」などを活用した営農や地域活動が着実に継続できるよう、日本型直接支払制度に係る十分な予算の確保と、事務手続きの簡素化を図ること。</p> <p>また、経費については、事業を推進するための経費を含め、基本的に国庫負担とすること。</p> | 農林水産省 |
| 32 地域農政の推進 (3) 中山間地農業の振興 | <p>中山間地農業の振興を図るため、地域の特性を生かし、高い付加価値を創出する農業の展開とともに、地域の住民活動を推進する人材の育成や都市住民との交流が促進されるよう、次のとおり提案します。</p> <p>当県は、離島を含めて条件不利の中山間地域が多く、これらの地域は当県の農業・農村の振興に重要な役割を担っていることから、中山間地農業振興指針に基づく県の地域ビジョンや市町村の将来ビジョンが実現できるよう、地域の特性を生かした付加価値の高い農業の創出や地域コミュニティ機能の維持・強化、多面的機能の発揮の促進、地域を支える体制及び人材づくりなどのための政策の充実・強化を図ること。</p> <p>また、「中山間地農業ルネッサンス事業」等の実施に必要な予算を確保するとともに、指定棚田地域振興活動計画の実践に向けた取組を支援すること。</p> | 農林水産省 |
| 32 地域農政の推進 (4) 荒廃農地対策の推進 | <p>農地の確保・有効利用を図るため、荒廃農地の発生防止と解消について、次のとおり提案します。</p> <p>荒廃農地は、農業生産にとって最も重要な農地の確保・有効利用に支障を来すほか、農業の多面的機能の低下を招くこと等から、荒廃農地の発生防止や解消を図るため、再生可能な荒廃農地を含む農地の簡易な整備などを支援する「農山漁村振興交付金」の「最適土地利用対策」を継続的に実施すること。</p> | 農林水産省 |
| 32 地域農政の推進 (5) 鳥獣被害対策の推進 | <p>野生鳥獣による農作物被害が依然として多いことから、被害防止対策が講じられるよう、次のとおり提案します。</p> <p>野生鳥獣による農作物の被害を軽減するため、捕獲活動の強化や侵入防止柵の整備、捕獲した鳥獣の獣肉（ジビエ）の利活用推進など、市町村の被害防止計画に基づく対策が円滑に実施できるよう、「鳥獣被害防止総合対策交付金」については必要な予算を確保すること。</p> <p>特に捕獲活動に係る経費については充実を図ること。</p> <p>また、簡易で効率的な侵入防止や捕獲方法の研究を充実すること。</p> <p>さらに、豚熱（CSF）感染確認区域で捕獲したイノシシ及びその肉等については、区域外に持ち出さないよう万全の対策を講じること。</p> | 農林水産省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---------------------------------|--|-------|
| 32 地域農政の推進 (6) 活動火山防災営農対策の推進 | <p>桜島などの火山活動に伴う産業活動や日常生活に対する被害を防止・軽減するとともに、降灰除去等に要する負担を軽減するため、次のとおり提案します。</p> <p>活動火山対策特別措置法において、国が財政上の配慮を行うこととされている事業については、「第17次防災営農施設整備計画」に基づく対策が円滑に実施できるよう、「農村地域防災減災事業」、「特殊自然災害対策施設緊急整備事業」及び「農山漁村地域整備交付金」を継続するとともに必要な予算を確保すること。</p> <p>また、今後の火山活動で地域農業に深刻な影響が発生した場合は、営農継続に対する緊急支援措置を講じること。</p> | 農林水産省 |
| 32 地域農政の推進 (7) 協同農業普及事業の推進 | <p>当県の協同農業普及事業は、離島等多くの条件不利地域を有しながら、先進的な技術・経営の普及等を通じて、地域農業の振興に取り組んでおり、今後とも農業・農村の振興に重要な役割を果たす必要があるため、次のとおり提案します。</p> <p>農業・農村における担い手の確保・育成、農業技術や経営の高度化、集落営農の推進等に加えて、スマート農業の展開やGAPの普及・拡大、みどりの食料システム戦略の推進等の農政課題の解決についても、普及事業の果たしている役割は極めて重要であることから、施策推進に必要な事業水準を安定的に維持していくための予算を確保すること。</p> | 農林水産省 |
| 32 地域農政の推進 (8) 植物防疫対策の推進 | <p>地球温暖化や物流の活発化等による亜熱帯地域に生息する特殊病害虫の分布拡大を阻止し、また、生息地域における早期根絶を図るため、植物防疫対策の充実について、次のとおり提案します。</p> <p>ア 特殊病害虫等の分布拡大に備えた侵入防止対策の充実</p> <p>(ア) トカラ列島以南に生息しているアリモドキゾウムシ、奄美群島以南に生息しているイモゾウムシ等が全国有数のサツマイモの産地である種子島や南九州地域に侵入しないよう、有効な侵入防止対策や必要な侵入警戒調査が確実に実施できるように必要な予算を確保すること。</p> <p>(イ) 平成28年度、根絶したミカンコミバエが奄美群島等に再侵入しないよう、引き続きミバエ類の侵入警戒体制の強化を図るとともに、万が一、侵入した場合には迅速かつ適切な防除が実施できるように必要な予算を確保すること。</p> <p>特に誘殺板については、複数箇所での誘殺確認に対処するため備蓄枚数の増加を引き続き図るとともに、往来に時間を要する離島での初動対応に迅速に対処するため、備蓄体制の強化を図ること。</p> <p>(ウ) 植物検疫については、輸入農畜産物の増加等に伴い、病害虫が侵入する可能性が高まってきていることから、一層の充実・強化を図ること。</p> <p>(エ) 国内への侵入リスクが高まっている国内未発生の病害虫については、国が主導して侵入警戒調査を実施するとともに、発生確認後には迅速に対応できるよう、実効性のあるマニュアル等を早急に整備すること。</p> <p>イ 生息・発生地域における特殊病害虫の防除・根絶対策の充実</p> <p>(ア) 奄美群島やトカラ列島に生息しているアリモドキゾウムシの早期根絶に向け、まずは、喜界島で実施している根絶事業を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。</p> <p>(イ) 徳之島以南に発生しているカンキツグリーニング病について、根絶に向けた防除対策や、未発生地域への侵入防止対策が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。</p> | 農林水産省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|--|--|-------|
| 32 地域農政の推進 (9) 地域特産作物（マイナー作物等）における農薬登録の拡大 | <p>当県の特産作物であるさやえんどう、オクラ等のマイナー作物は、その地域で農業を営む上で欠くことのできない重要な特産作物であるが、生産量が少ないため、農薬メーカーは、農薬登録しても採算性に課題があることから、農薬の登録がなかなか進まない状況にあります。</p> <p>ついては、これを改善するため、マイナー作物等における農薬登録の拡大について、次のとおり提案します。</p> <p>ア マイナー作物の農薬登録に必要な予算の確保 マイナー作物における産地からの農薬登録の要望に迅速に対応できるよう、県が行うマイナー作物の農薬登録試験に必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 無人航空機の使用が可能な農薬登録の促進 マイナー作物であるしきみや準メジャー作物であるさとうきびについて、省力化が期待されるドローン等の無人航空機の活用が可能となるよう、農薬の登録試験に必要な予算を確保するなど、登録の促進に取り組むこと。</p> | 農林水産省 |
| 32 地域農政の推進 (10) みどりの食料システム戦略 | <p>国においては、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することとされており、次のとおり提案します。</p> <p>ア みどりの食料システム戦略の周知 みどりの食料システム戦略の理念や目指す姿、取組方向等について、分かりやすい情報発信、関係者の意見交換等を通じた国民理解の促進に取り組むこと。</p> <p>イ みどりの食料システム戦略に係る予算の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区の創出に必要な予算を確保すること。 ・ 畜産に起因する環境負荷の軽減に向け、温室効果ガス削減飼料の探索を行うとともに、その利用推進を図るための予算を確保すること。 | 農林水産省 |
| 32 地域農政の推進 (11) 肥料価格の高騰時における対応 | <p>我が国の肥料原料のほとんどは海外に依存しており、肥料価格は世界の需給動向、価格動向の影響を受けやすい状況にあることから、肥料価格高騰対策について、次のとおり提案します。</p> <p>肥料原料のほとんどは海外に依存していることから、肥料価格は世界の需給バランスの影響を受けやすい状況にある。</p> <p>昨今、中国の肥料原料の輸出規制やロシアのウクライナ侵攻により、今後も輸入原料の価格上昇が見込まれ、農家の経営安定に影響を及ぼすことが予測されることから、必要な対策を講じること。</p> | 農林水産省 |
| 33 畑作農業振興対策の充実・強化 (1) 甘味資源作物振興対策の充実・強化 | <p>当県畑作農業の基幹作物であるさとうきび及びびでん粉原料用さつまいもの生産については、地域経済に果たす役割が極めて重要であることから、より一層の生産性向上や経営安定が図られるよう、次のとおり提案します。</p> <p>ア 価格調整制度の安定的な運用</p> <p>(ア) 国際化が進展する中、価格調整制度については、今後とも安定的な運用を図ること。</p> <p>(イ) 品目別経営安定対策に係る生産者交付金については、今後とも生産者が意欲を持って取り組めるよう、再生産可能な水準を確保すること。</p> | 農林水産省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|--|---|--------------|
| | <p>イ さとうきび生産振興対策の充実・強化</p> <p>(ア) さとうきびの台風被害等からの生産回復に向けた取組を支援するセーフティーネットとしての「さとうきび増産基金」に必要な予算を確保すること。</p> <p>(イ) さとうきびの生産性及び品質の向上を図るため、「甘味資源作物生産性向上緊急対策事業」や「産地生産基盤パワーアップ事業」、「甘味資源作物等支援事業」等による営農用機械等の生産基盤の整備に必要な予算を確保すること。</p> <p>また、働き方改革を踏まえた製糖工場の省力化を図るため、設備・施設の整備等に必要な予算を確保すること。</p> <p>(ウ) 種子島・奄美地域の各島の気象・土壌条件に適した株出適性にも優れた高糖・多収の優良品種を育成すること。</p> <p>ウ でん粉原料用さつまいも生産振興対策の充実・強化</p> <p>(ア) でん粉原料用さつまいもの生産性向上を図るため、「甘味資源作物生産性向上緊急対策事業」や「産地生産基盤パワーアップ事業」等による営農用機械等の生産基盤の整備などに必要な予算を確保すること。</p> <p>(イ) でん粉工場の体質強化を図るため、工場の再編合理化に必要な支援を継続すること。</p> | |
| <p>33 畑作農業振興対策の充実・強化</p> <p>(2) 茶生産振興対策の充実・強化</p> | <p>当県は全国有数の畑作地帯であり、茶等畑作農業が当県農業及び地域経済に果たす役割は極めて重要であることから、「『かごしま茶』未来創造プラン」(平成31年3月策定)に基づき、当県茶業が有する多くの強みやポテンシャルを生かした「儲かる茶業経営」の実現に取り組んでいるところ。</p> <p>については、生産性の一層の向上や経営体質の強化を図るための総合的な茶業振興対策について、次のとおり提案します。</p> <p>ア 荒茶価格の低迷や資材価格の高騰等の厳しい経営環境に対応するため、「お茶の振興に関する法律」に基づく基本方針に沿って、荒茶加工施設や高性能な機械の導入など収益性の向上に必要な「強い農業づくり総合支援交付金」や「産地生産基盤パワーアップ事業」などの予算を確保すること。</p> <p>また、茶の新植・改植や改植に伴う未収益期間等に対する支援対策に必要な予算を確保すること。</p> <p>イ 輸出については、輸出相手国のニーズや食品安全基準に対応した生産体制が必要であり、国別の残留農薬基準等の情報収集を継続するとともに、海外で需要が高い有機栽培茶への転換や国際水準GAP認証取得、輸出に必要な施設整備、販路開拓への取組に必要な予算を確保すること。</p> <p>ウ 消費者の食文化の変化に伴い、緑茶の消費量が減少していることから、健康面からの緑茶の機能性についての広報活動及び和食文化の振興や食育などの取組と一体となった消費拡大対策を強化すること。</p> | <p>農林水産省</p> |
| <p>33 畑作農業振興対策の充実・強化</p> <p>(3) 園芸作物振興対策の充実・強化</p> | <p>当県畑作農業の基幹作物である園芸作物については、魅力ある農業経営の確立を図るとともに、消費者に高品質の野菜、果樹、花きを安定的に供給する必要があることから、園芸作物の生産安定と生産者の経営安定等が図られるよう、次のとおり提案します。</p> <p>ア 野菜価格安定制度の充実・強化</p> <p>野菜の安定的な供給と担い手農家の所得確保を図るため、野菜価格安定制度の実施に必要な予算を確保すること。</p> | <p>農林水産省</p> |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|--|---|-------|
| | <p>また、特定野菜供給産地育成価格差補給事業については、産地の実態を考慮した対象出荷期間の見直しを行うこと。</p> <p>イ 加工・業務用野菜対策の充実・強化 実需者が求める国産野菜の安定調達のニーズに対応するため、国産の加工・業務用野菜の安定的な生産に資する「大規模契約栽培産地育成強化推進事業」の継続と必要な予算を確保すること。</p> <p>ウ 緊急需給調整事業の円滑な実施 価格が著しく低落又は高騰した場合における「緊急需給調整事業」の発動要件である指標価格の設定について、各県の主要市場の卸売価格も反映されるよう見直しを行うこと。</p> <p>エ 果樹振興対策の充実・強化 担い手の高品質果実の生産と省力化を促進する観点から、優良品目・品種への転換や園地基盤の整備などが不可欠であり、未収益期間支援対策も含め、次年度以降も「果樹経営支援等対策事業」の継続と必要な予算を確保すること。 また、高品質で収量性の高い優良品種を育成すること。</p> <p>オ 花き振興対策の充実・強化 花き生産供給体制の強化、流通の効率化・高度化、需要の拡大対策等に関係者が一体となった取組を支援する「ジャパンフラワー強化プロジェクト推進事業」に必要な予算を確保すること。</p> | |
| 33 畑作農業振興対策の充実・強化 (4) 燃油価格の高騰時における対応 | <p>施設園芸及び茶業は燃油価格高騰の影響を受けやすく、燃油価格の高騰による農家の経営負担が大きいことから、「施設園芸等燃油価格高騰対策」について、次のとおり提案します。</p> <p>燃油価格の高騰による施設園芸農家や茶農家の経営への影響を緩和するため、「施設園芸等燃油価格高騰対策」について、引き続き農家の経営安定が図られるよう必要な予算を確保するとともに、より実効性を高めるため、急騰特例の発動基準の引き下げや加入要件の緩和を図ること。 また、対象品目にきのご類を追加すること。</p> | 農林水産省 |
| 33 畑作農業振興対策の充実・強化 (5) 耕種作物の生産振興対策の充実・強化 | <p>当県農業の耕種作物は、担い手農家の高齢化、後継者不足による農家戸数の減少など、生産基盤の更なる脆弱化が危惧される状況にあります。このような中、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定等が発効され、国際的な経済連携を巡る情勢は、急速に進展しているところです。このため、国においては、令和2年12月に改訂した「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づいて、国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化することとしております。</p> <p>ついでに、当県の耕種作物が、今後、拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、国内外の市場を獲得できるよう、次のとおり提案します。</p> <p>地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や、園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組を総合的に支援する「産地生産基盤パワーアップ事業」について、必要な予算を確保すること。</p> | 農林水産省 |
| 34 女性の活躍推進 | <p>女性が能力を発揮できる環境づくりに向けて、さらに加速化して取り組むため、女性の活躍推進について提案します。</p> | 内閣府 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|--------------------------|--|-------------------------|
| | <p>当県では、有業者に占める女性の割合は高いものの、非正規雇用者が半数を超え、管理的職業従事者が少ないなど、女性の能力が十分に発揮できていない状況にある。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、非正規雇用者の多くを占める女性に解雇や雇い止めなどの影響が生じている。</p> <p>鹿児島県女性活躍推進計画に基づき、地域女性活躍推進交付金を活用して、企業トップや管理職等の意識改革、女性の能力発揮のための支援等に取り組んでいるが、今後、気運醸成や女性が能力を発揮できる環境づくりに向け、さらに加速化して取り組むため、一層の財政措置の拡充・強化を図ること。</p> | |
| 35 地域経済対策の拡充・強化 | <p>国においては、地域経済の活性化と雇用の安定を図るため、引き続き、地域経済の活力向上に向けた諸般の対策を講じるよう、提案します。</p> <p>(1) 地域経済対策の推進</p> <p>ア 地域経済の底上げを図るため、地域を支える企業の経営力の向上や新分野への進出支援、研究開発の推進など諸般の対策を講じるとともに、企業の海外展開を促進するため、海外市場の開拓施策などの支援強化を図ること。</p> <p>イ 当県、地元大学、経済界等が連携し、若者の人材育成及び定着を促進するための支援措置を講ずること。</p> <p>(2) 中小企業対策の推進</p> <p>ア 依然として厳しい地方の中小企業の現状を踏まえ、地方の隅々まで国の経済財政政策の効果が実感できるよう、地域の経済、社会、雇用の各分野において大きな役割を果たしている中小企業の振興施策の一層の充実・強化を図ること。</p> <p>イ 最低賃金が上昇する中、中小企業が積極的に賃上げに取り組むことができるよう、税制や生産性向上等に向けた助成制度の充実など、中小企業が賃上げを行いやすい環境整備を推進すること。</p> <p>ウ 災害等への対応を含め、中小企業の資金繰り円滑化のための金融支援の充実・強化などの対策を講じること。また、金融機関に対し、既往債務の借り換えや返済猶予等の条件変更の積極的な対応や、新規・追加融資の迅速かつ柔軟な実行の徹底について指導すること。さらに、信用補完制度の充実を図るため、信用保証協会への助成措置、株式会社日本政策金融公庫への出資等を充実すること。</p> <p>エ 中心市街地等の商店街活性化を図るための支援措置の充実を図ること。</p> <p>オ 商工会、商工会議所及び県商工会連合会における補助対象職員等並びに中小企業団体中央会における指導員等の人件費、事業費について、地方交付税措置の拡充等、地域の実情に合わせた対策を講じること。</p> | 経済産業省 中小企業庁 文部科学省 |
| 36 租税特別措置法第87条に規定する酒税の特例 | <p>租税特別措置法第87条の特例については、令和4年度末で期限を迎えますが、本特例の廃止は、対象である中小零細酒類業者の事業経営を圧迫し、地域経済への影響を及ぼす恐れがありますので、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第87条の特例措置の廃止により、軽減対象である中小零細酒類業者の経営が圧迫され、地域を支える産業が衰退することのないよう、必要な措置を講ずること。</p> | 国 税 庁 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---------------|--|---------------------|
| 37 雇用対策の充実・強化 | <p>当県は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少に加え、就職に際して、若年層の県外流出に歯止めがかからない状況が続いております。</p> <p>当県経済の持続的発展のためには、人材の確保・育成、県内企業の生産性の向上等が喫緊の課題となっています。</p> <p>また、女性、高齢者、障害者、外国人材、就職氷河期世代など、多様な人材の活躍促進や就労支援、働き方改革の推進を含めた県内企業の魅力アップや認知度向上など、取り組むべき課題は多様化しています。</p> <p>これらについて、関係府省の連携を強め、次の事項について一体となって対策を講じられるよう提案します。</p> <p>(1) 人材確保・育成の推進</p> <p>ア 地方における人材の確保・育成にあたっては、地域の雇用・産業の状況に応じた独自の取組を、中長期的に実施していく必要があることから、独自施策を継続的に展開できるよう、新たな財源措置を行うこと。</p> <p>イ 地方回帰の機運が高まっているなか、UIターンによる起業・就業者創出の実効性を高めるため、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」による移住支援金の受給要件の緩和を図るとともに、引き続き必要額を確保すること。</p> <p>【受給要件緩和】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住支援金の受給要件の1つである、道府県のマッチングサイトへの求人掲載について、ハローワークへの求人掲載も対象とすること。 <p>(2) 雇用支援対策の推進</p> <p>ア 若年者等の進学・就職による県外流出が、当県の人口減少の要因の1つであることから、若年者等の県内定着や県外から当県への人材の還流を促進するための施策に対する支援のさらなる拡充を図るとともに、若年者の就職支援や雇用環境の改善に有効な施策であるジョブカフェ事業についても、引き続き必要額を確保すること。</p> <p>イ 女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら、安心して希望をもって働き、充実した職業生活と家庭生活を送ることができるよう、就業環境の整備や継続雇用・再就職支援等のための施策の充実を図ること。</p> <p>ウ 障害者の就業による自立を進めるために、令和3年3月に引き上げられた法定雇用率に係る周知広報、障害者の雇用対策や雇用支援制度の充実・強化を図ること。</p> <p>エ 高齢者の就業機会の確保のため、令和3年4月に施行された就業確保措置に係る周知広報の充実・強化を図るとともに、シルバー人材センター事業については、必要額を確保すること。</p> <p>オ 就職氷河期世代の活躍支援については、ひきこもり等の社会参加に向けた支援を必要とする方の実態把握や、支援対象者等に対する全国レベルでの情報発信、周知広報を図るとともに、地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業の活用促進を継続的に実施すること。</p> <p>(3) 職業能力開発支援の拡充・強化</p> <p>職業訓練を必要とする全ての就労希望者に対して、十分な職業訓練が実施できるように、必要額を確保するとともに、人手不足分野における再就職を支援するための職業訓練についても施策の充実を図ること。</p> | 内閣府 厚生労働省 法務省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|------------------------|--|--------------|
| | <p>(4) 外国人材の受入れ及び活躍のための総合的対策の推進</p> <p>ア 新たな外国人材の受入れにあたっては、当該外国人が大都市圏等の特定の地域に過度に集中することがないように必要な措置を講ずるとともに、労働局による事業主に対する指導や相談支援の更なる推進、地方自治体の多文化共生の取組への財政的支援など、外国人が地域において安心して働き、暮らすことができる環境整備を推進すること。</p> <p>イ 外国人受入環境整備交付金については、対象事業が相談窓口の整備・運営に限定されていることから、用途について地域の実情に応じて幅広く充当できるよう見直すこと。</p> <p>ウ 新型コロナウイルス感染症に係る水際対策にも配慮しながら、入国者枠を緩和するとともに、地方空港の国際線の再開を促進し、外国人技能実習生が入国できる空港を拡大することにより、地方企業の負担を軽減すること。</p> <p>併せて、政府が実施している水際対策と対策後の国内移動等にかかる受入団体の負担軽減を図ること。</p> <p>(5) 働き方改革の推進</p> <p>働き方改革実行計画に基づき、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現、非正規労働者のキャリアアップや正規雇用への転換に必要な各種支援等、働き方改革の推進及び充実を図り、テレワーク等の多様な働き方を可能とする職場環境づくりを推進するための支援を強化すること。</p> <p>また、働き方改革に関する普及・啓発のための必要額を確保すること。</p> | |
| <p>38 道路の整備推進</p> | <p>県内外との交流促進や県民の日常生活に密着した交通基盤の確立、また、災害に強い道路の整備を推進する必要があるため、地域特性に配慮され、道路整備予算を確保し、引き続き計画的な整備が図られるよう、提案します。</p> <p>(1) 国道の整備推進</p> <p>一般国道3号、10号、226号等の直轄国道及び補助国道のバイパス整備や交通安全対策等の推進を図るため、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(2) 県道の整備推進</p> <p>高速自動車国道及び一般国道を補完し、県土の均衡ある発展を図り活力ある地域社会の形成に必要な県道の整備を推進するため、所要の事業費を確保すること。</p> <p>(3) 市町村道の整備推進</p> <p>地域の生活に密着し、地域住民の日常生活を支える重要な社会資本であることから、所要の事業費を確保すること。</p> | <p>国土交通省</p> |
| <p>39 国内幹線航路の安定的確保</p> | <p>近年の経済活動の低迷等により、旅客利用、貨物利用とも厳しい状況が続いている長距離フェリーへの支援策について提案します。</p> <p>(1) 長距離フェリーの経営基盤強化の推進</p> <p>長距離フェリーが競合交通機関に対する競争力を維持・向上させることを可能とするため、モーダルシフトの取組に対する支援を継続するとともに、航路事業者等が講じる需要喚起策や利用促進策に対する支援を創設するなど、価格競争力を維持できる経営基盤強化を推進すること。</p> | <p>国土交通省</p> |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|----------------------------|---|---------------------|
| | (2) 港湾使用料の減免措置に対する支援 港湾管理者が運航会社に対して港湾施設使用料を減免している場合、必要な財政措置を講じること。 | |
| 40 島原・天草・長島架橋構想の推進 | 島原・天草・長島架橋構想の実現に向けた取組について提案します。 (1) 島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査の再開 (2) 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討の実施 | 国土交通省 |
| 41 情報通信基盤の整備・利活用に対する支援策の充実 | 多くの離島や山間地を有し、台風や豪雨等の災害の多い当県にとっては、情報通信基盤の整備や利活用の促進は緊要な課題であります。 地方創生の取組を更に進め、県民生活や産業等のあらゆる分野において、地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、災害に強く安心して快適に生活できる、社会の実現のための支援策の充実を提案します。 (1) 携帯電話の不感地域の解消及び基地局等の安定的な運用の確保 採算面から携帯電話の不感地域解消が進まない条件不利地域において、事業者を事業主体とする基地局や伝送路の整備に対する支援策を講じること。 また、基地局等の維持管理についても、ユニバーサルサービス制度の対象とするなどして、安定的な運用を確保すること。 (2) 情報通信基盤の更新・災害復旧等に対する支援 地方公共団体が整備した光ファイバや携帯電話基地局などの情報通信基盤の安定的な運用を確保するため、更新・災害復旧等に対する支援策を拡充すること。 (3) 国・地方を通じた情報システムの統一・標準化について国・地方を通じた情報システムの統一・標準化に当たっては、地方の意見を十分に踏まえながら、システムの移行を確実に実現できるよう、国において的確な情報提供を行うこと。 また、自治体クラウドへの移行など、既に同様の取組を進めている自治体にも十分配慮した上で、国が財源面を含めて積極的な支援を行うこと。 (4) マイナンバー（社会保障・税番号）制度に係る支援 ア 国民が適切にマイナンバー（マイナンバーカードを含む。）を取り扱えるよう、制度の周知・広報を強化すること。 セキュリティ対策については、国民の信頼が得られる安全対策を講じること。また、民間事業者においても十分なセキュリティ対策が確実に講じられるよう、国の責任において対応すること。 イ マイナンバー制度に係るシステムの改修等に必要な経費については、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。 ウ マイナンバー制度の普及、浸透を図るため、セキュリティや費用対効果等について十分に検証した上で「マイナンバーカード」を利便性の高いものにするとともに、「マイナンバーカード」の発行手数料については引き続き国が負担すること。 | 総務省 デジタル庁 |
| 42 奄美群島振興開発の推進 | 奄美群島の地域特性を生かした持続可能な自立的発展が図られるよう、提案します。 (1) 奄美群島における国税（所得税・法人税）の割増償却制度の延長 税制上の特例措置が、今年度末で期限切れとなることから、引き続き特例措置の延長を行うこと。 | 総務省 財務省 国土交通省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---------------------|---|--|
| | <p>(2) 奄美群島における地方税（事業税・不動産取得税・固定資産税）の課税免除又は不均一課税の延長及びその地方交付税補てん措置の継続税制上の特例措置が、今年度末で期限切れとなることから、その延長とともに、これにより生じる地方税の減収についても、引き続き、地方交付税による補てん措置を行うこと。</p> <p>(3) 独立行政法人奄美群島振興開発基金の充実 奄美群島の振興開発に必要な政策金融を担う独立行政法人奄美群島振興開発基金は、地域に密着した機関として奄美地域に欠かせない役割を果たしており、引き続き、その機能を適切に発揮していくため、同基金の業務内容の充実に配慮すること。</p> | |
| <p>43 離島振興対策の拡充</p> | <p>離島においては、これまで離島振興法に基づく各般の施策が講じられ、交通基盤の整備や産業の振興、生活環境の整備などさまざまな面において相応の成果を挙げてきているところですが、依然として、本土との所得水準をはじめとする経済面における諸格差や人口の流出など、解決すべき課題が残されています。</p> <p>については、当県離島の自立的発展に向けて、それぞれの島ごとの特性に応じた振興開発が図られるよう、次の事項について提案します。</p> <p>(1) 離島地域における国税（所得税・法人税）の割増償却制度の延長 税制上の特例措置が、今年度末で期限切れを迎えることから、引き続きその延長を図ること。</p> <p>(2) 離島地域における地方税（事業税・不動産取得税・固定資産税）の課税免除又は不均一課税に伴う地方交付税補てん措置の延長 税制上の特例措置が、今年度末で期限切れとなることから、その延長とともに、これにより生じる地方税の減収についても、引き続き、地方交付税による補てん措置を行うこと。</p> <p>(3) 車検に係る車両航送費の補助制度の創設 車両を島外に輸送しなければ車検を受けることができない離島においては、住民にとって車検に係る島外への車両航送費が大きな負担となっていることから、その負担軽減が図られるよう補助制度の創設等を行うこと。</p> <p>(4) 離島地域における消費税の負担軽減の検討 地理的条件等により、総体的に物価が高い離島地域（奄美を含む）においては、本土との地域格差を是正する観点から、消費税負担の軽減を検討すること。</p> | <p>総務省 財務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 厚生労働省</p> |
| <p>44 半島振興対策の拡充</p> | <p>半島地域の自立的発展や地域住民の生活の向上、定住の促進等を図るため、半島振興対策の一層の充実を提案します。</p> <p>(1) 半島振興に係る予算の増額・確保 ア 半島循環道路等の整備促進を図るため、関係する予算を増額・確保するとともに、国庫補助率の嵩上げなど支援措置の充実を図ること。 イ 半島地域の定住促進や産業振興等が推進されるよう「半島振興広域連携促進事業」の事業費の確保を図ること。</p> <p>(2) 財源対策等の拡充 ア 半島地域振興に資する地方単独事業の推進を図るため、地方が必要とする地方債の確保や地方交付税措置の拡充を図ること。</p> | <p>総務省 国土交通省 財務省</p> |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---|--|-----------------------------|
| | <p>イ 半島地域における国税（所得税・法人税）の割増償却制度が、今年度末で期限切れを迎えることから、その延長とともに要件の緩和など制度の拡充を図ること。</p> <p>ウ 半島地域における地方税（事業税・不動産取得税・固定資産税）の不均一課税に対する地方交付税による補てん措置が、今年度末で期限切れを迎えることから、その延長とともに要件の緩和など制度の拡充を図ること。</p> | |
| 45 「明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界文化遺産としての取組に係る支援 | <p>世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については、平成29年、令和元年及び2年11月にユネスコ世界遺産センターに提出された保全状況報告書に基づき、国と連携して関係自治体等が一体となって、資産の管理保全やインタープリテーション（理解増進・情報発信）に係る取組を行っているところです。</p> <p>当該資産は、日本人自らの手で世界的にも希な早さで産業化を成し遂げた歴史を示す重要な資産であり、世界文化遺産としての価値を守り、次の世代に継承していく必要があります。</p> <p>このようなことから、当該資産についてのインタープリテーションに係る取組及び構成資産の管理保全等に係る取組への支援について、次のとおり提案します。</p> <p>(1) 当該資産は、8県11市に分布する23資産で構成され、全体でひとつの世界遺産としての価値を有していることに加え、産業施設として稼働中の資産も含んでいることから、全体のストーリーに沿った効果的で一貫したインタープリテーションに向けた取組に対し、支援を行うこと。</p> <p>(2) 保存管理計画に基づく構成資産の管理保全に対する技術的・財政的支援を行うこと。</p> <p>なお、稼働を継続しながら資産を保全する民間企業の負担軽減に向けた財政上の支援を行うこと。</p> <p>(3) 一般国道10号の磯地区については、世界文化遺産の構成資産に含まれている「旧集成館」の保全・活用の観点からも、鹿児島北バイパスの早期整備を図ること。</p> | 内閣官房 総務省 文化庁 国土交通省 |
| 46 私学の振興 | <p>私立学校における教育条件の維持・向上、修学上の経済的負担の軽減、学校経営の健全化及び学校施設の安全性の確保に対する支援策について提案します。</p> <p>(1) 私立高等学校等経常費助成を一層充実すること。</p> <p>また、私立小中学校に通う児童生徒への経済的支援については、国庫補助の対象を低所得世帯まで拡充するなど、制度を充実し、財源を確保すること。</p> <p>(2) 「高等学校等就学支援金」については、私立高等学校への進学を経済的理由から断念することのないよう、より一層充実すること。</p> <p>加えて、「奨学のための給付金」等に要する国庫補助等の財源を確実に確保すること。</p> <p>また、生徒の授業料減免に係る助成については、国庫補助の対象を拡充するなど、制度を充実し、財源を確保すること。</p> <p>(3) 私立学校施設の耐震化支援について、補助率の引上げを図るとともに、財源を確実に確保すること。</p> <p>加えて、令和4年度までの時限措置である耐震改築事業費補助制度について、延長すること。</p> <p>また、耐震診断のみを実施する場合も補助対象とすること。</p> | 文部科学省 総務省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|-------------------------------------|---|-------------------------------------|
| 47 宇宙開発の推進 | <p>(4) 私立学校における1人1台端末や校内外通信ネットワークの整備を図るために、ICT環境の整備に対する補助の拡充強化をすること。</p> <p>宇宙基本計画や宇宙産業ビジョン2030等に基づく長期的かつ戦略的な宇宙開発利用の推進を図るため、種子島、内之浦両ロケット打上げ施設等の整備充実や利用の促進について、特段の配慮がなされるよう提案します。</p> <p>(1) 宇宙基本計画や宇宙産業ビジョン2030等に基づく取組を着実に進めるため、必要となる宇宙開発利用関連予算の額を確保し、当県の種子島、内之浦両ロケット打上げ施設を民間利用を含め十分に活用すること。</p> <p>(2) 長期的展望のもと、両打上げ施設や衛星の直接空輸を可能とするための種子島空港滑走路の延伸をはじめとする周辺インフラの整備充実を図ること。</p> <p>(3) ロケット打上げ施設を有する当県への航空宇宙関連産業の立地を支援すること。</p> <p>(4) ロケット打上げ施設を活用した次世代人材の育成に向けた活動を支援すること。</p> <p>(5) 再使用技術を含む革新的な将来宇宙輸送システム技術の研究開発を推進するとともに、実用段階に必要な試験研究にあたっては、当県内のロケット打上げ施設等を活用すること。</p> | 内閣府 文部科学省 経済産業省 宇宙航空研究開発機構 |
| 48 県立高等学校への特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充 | <p>県立高等学校における特別支援教育の充実を図るため、県立高等学校における特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置について提案します。</p> <p>県立高等学校における特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置について、更なる拡充を図ること。</p> | 文部科学省 |
| 49 離島・へき地教育の充実 | <p>教育の機会均等の趣旨やへき地における教育の特殊事情にかんがみ、へき地教育の充実を図られるよう、提案します。</p> <p>(1) 複式学級編制の改善 離島・へき地等の複式学級を有する小・中学校に在籍する児童・生徒が、充実した学習活動に取り組むことができるよう複式学級編制の標準の改正を図ること。</p> <p>(2) 学校施設整備に係る補助単価の引上げ等 離島の学校施設の整備については、補助（負担）単価の加算措置が講じられているものの、依然、実際の工事費単価と国の補助（負担）単価に乖離があり、地方負担が大きくなっていることを踏まえ、実態に合わせ補助（負担）単価の引上げを図ること。また、老朽化した教職員住宅の解体工事についても補助対象とすること。</p> <p>(3) 教職員住宅の整備促進 離島・へき地の小中学校の教職員住宅整備に必要な事業費を確保すること。</p> <p>(4) 部活動等の拡充 離島の学校に在籍する生徒が参加する文化・スポーツ大会への交通費及び宿泊費の助成制度を創設すること。</p> <p>(5) 修学旅行の充実 高度へき地学校（3級地～5級地）に対する修学旅行費補助事業を継続するとともに、所要の事業費を確保すること。</p> | 文部科学省 |

| 提案事項 | 提案内容 | 提案先 |
|---------------------------------|--|-------|
| | <p>(6) 遠距離通学費補助の拡充 学校統合に伴い遠距離通学となった児童生徒に対する通学費補助事業を継続するとともに、所要の事業費を確保し、市町村への補助率の嵩上げや補助期間の延長を図ること。</p> <p>(7) 高等学校教育環境の充実 離島や中山間地域の多い本県において、高校教育の充実を図るため、中山間地域や離島等に立地する高校を含む複数の学校による連携・協働体制を整備するための制度的・財政的措置を講じること。</p> | |
| 50 公立学校施設の整備促進及び耐震化の推進 | <p>公立学校施設の整備促進及び耐震化の推進について提案します。</p> <p>(1) 公立学校の老朽施設への対応や非構造部材の落下防止対策を含む耐震化の推進などの各種事業について、所要額を当初予算で確保するとともに地域の実情に応じた制度の拡充を図ること。 また、特別支援学校設置基準に適合させるために行う特別支援学校の新増築又は改築等に必要な事業費を確保すること。</p> <p>(2) 熱中症対策としての公立高等学校の普通教室への空調整備について、補助対象とすること。</p> | 文部科学省 |
| 51 公立学校におけるICTの積極的な活用に係る財政措置の拡充 | <p>「GIGAスクール構想の実現」に向けてICTを積極的に活用するための財政措置の拡充を提案します。</p> <p>整備された1人1台端末を効果的に活用する上で必要なICT環境やソフトウェアの整備において、市町村によって格差が生じないように支援を拡充するとともに、そのために必要な財源を確保すること。</p> | 文部科学省 |